

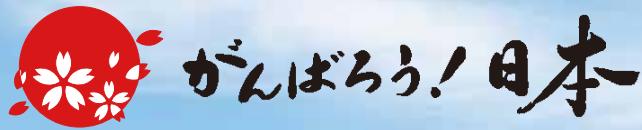
ANTA NEWS

vol.240

2018

5・6

may/june



巻頭言

- 平成30年の事業年度開始に当たって／ANTA会長
第17回常任理事会、第181回理事会、第10回支部長連絡会
第8回支部事務局長会議、第40回弁済業務副管理役会
平成30年1月4日以降の旅行業法関係規則等の改正
観光庁、民泊制度のポータルサイト、コールセンターの新設
海外ツアー適性取引推進委員会による通報窓口の設置
全旅協旅行災害補償制度に重大事故支援特約を導入
平成29年度 旅行業務取扱管理者定期研修の実施
財務省、外貨両替業務にあたっての留意事項



ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION

一般社団法人 全国旅行業協会

巻頭言

平成30年の事業年度開始に当たって／ANTA二階会長 2

協会情報

第17回 常任理事会、第181回 理事会、第10回 支部長連絡会、 3～6

第8回 支部事務局長会議、第40回 弁済業務副管理役会

平成30年1月4日以降の旅行業法関係規則等の改正について 8・9

観光庁 民泊制度のポータルサイト、コールセンターの開設 9

海外ツアーサービス適正取引推進委員会による通報窓口の設置 10

全旅協旅行災害補償制度に重大事故支援特約を導入 11

平成29年度 旅行業務取扱管理者定期研修の実施 12

登録行政庁へ「取引額報告書」の提出をお忘れなく 13

財務省 外貨両替業務にあたっての留意事項について 16・17

支部だより(埼玉県支部・大阪府支部) 18～20

お知らせ((一社)鹿児島県旅行業協会) 21

観光庁 主要旅行業者の旅行取扱状況速報 22

平成30年2月・3月 正会員入会者・退会者 32・33

(株)全旅からのお知らせ 34・35

パズルでひと息／全旅協の動き 36

コラム

連載「Q&Aで考える旅行法務へのささやかな接近」(第7回) 25～27

連載「添乗からのメッセージ」(第47回) 29・30

平成29年度定期研修
(東京会場)平成29年度定期研修
(津市会場)

支部事務局長会議



支部事務局長会議



支部事務局長会議



〈表紙の写真〉

天橋立

あまのはじだて

日本三景のひとつ。

京都府北

部、

日本海の

宮津湾に

位置し

全長

約3.6kmの砂浜に、

大小約8000

本もの

松が茂っている珍しい地

形で、その形が、天に架かる橋

のように見えることから『天橋

立』の名が付きました。

コース作成時間が1/10に短縮。

担当者の負担軽減、顧客満足度の向上につながっています。



Interview

富士観光バス株式会社
代表取締役：神山 一也様

User Profile

富士観光バス株式会社

住所

〒328-0124
栃木県栃木市野中町464-1
<http://fujikankobus.com/>
TEL : 0282-23-3113
FAX : 0282-22-6110

事業内容

国内旅行業
一般貸切旅客自動車運送事業
一般乗合旅客自動車運送事業
特定旅客自動車運送事業

資格

栃木県知事旅行業登録第2種-704号
安全性評価認定
SAFETY BUS 三つ星★★★

商品の詳しい説明や、資料請求・無料デモのお申込みは
<http://www.traveroute.jp/>

株式会社ブロードリーフ 特販部
メールでのお問い合わせはproduct_info@broadleaf.co.jp

旅行業システムSP

導入事例

富士観光バス株式会社 様

どのようなお仕事ですか

バス事業と旅行事業を手かけています。バス事業は観光系の業務が8割で、
特定輸送と乗合バス(コミュニティバス)が1割です。

導入の目的・きっかけ

お客様へ旅行コースの提案や見積を提出する際に、提出期限に迫られて他の業務にも影響がでていた。その時に、システムを利用している同業者から瞬時に行程・見積ができるシステムがあるという話を聞いて問い合わせをしたことがきっかけです。

ここがスゴイ! 3つの導入効果

① コース作成時間が今までの1/10に!

Before 一番のボトルネックだったコース作成業務。
今まででは通常3時間、複雑なもので1日かかっていた。

After コース作成業務が、1/10に短縮でき、あまった時間を他の業務に使えるように、全体的な業務効率化へ。

② 営業担当者の心理的負担軽減

Before 相見積もりのある提案時は、ひとつの旅行で複数コースの作成が必要な場合が多く、営業担当者の心理的負担が大きかった。

After “コース作成が手間のかかる仕事”という意識がなくなり心理的負担が減った。

③ すばやい提案で顧客満足度が向上

Before 複数コースの提案が必要な場合など、提出期限に迫られていた。

After 営業担当者の負担軽減で、お客様へすばやい提案ができ、顧客満足度向上に繋がった。

今後の取組み

昨年都内に新しい営業所を開設しましたが、積極的に展開し、営業スタッフも増員し新規顧客を開拓・拡大を計画しています。その中でもバス運行の安全性が社会での関心を集めていますので、安全運行への投資と運転手への講習に力を入れています。また、栃木県バス協会の役員に任命されていますので、会員のバス会社が健全な業務が出来るよう積極的に活動をしています。

○ 旅行業 貸切バス システム

検索

0120-47-2610

受付時間 9:00～17:30(土日祝、年末年始を除く)

※記載内容は2017年11月現在のものです。※記載の会社名・商品名は、各社の登録商標または商標です。
※記載されている内容や仕様は予告なく変更する場合があります。あらかじめご了承ください。



第10回支部長連絡会(平成30年3月15日)

第17回常任理事会		第10回支部長連絡会、第18回理事会		第40回弁済業務副管理役会	
【試験研修委員会】	1月15日	【指導調査広報委員会】	2月7日開催	【経営推進委員会】	1月23日
開催..①平成30年度定期研修の開催、②定期研修規則の新設③平成30年度試験研修事業計画・予算案、④平成31年度国家試験・管理者研修の開催日程	開催..①平成30年度定期研修の開催、②定期研修規則の新設③平成30年度試験研修事業計画・予算案、④平成31年度国家試験・管理者研修の開催日程	開催..①平成30年度事業計画・収支予算案、②三役及び監事の選出基準の一部改正、③協会支部体制の機能維持、④旅行サービス手配業協力会員の入会手続、⑤平成30年度会議スケジュールの一部変更	開催..①平成30年度事業計画・予算案	開催..①全旅協・重大事故支援システム付旅行災害補償制度の導入、②平成30年度経営推進事業計画・予算案	開催..①全旅協・重大事故支援システム付旅行災害補償制度の導入、②平成30年度経営推進事業計画・予算案
【苦情弁済委員会】	1月17日	【総務財務委員会】	2月19日	【平成30年度事業計画(案)】	平成30年度事業計画(案)について提案され、協議の結果原案どおり承認され、次回の理事会に提案することになった。
開催..①平成30年度苦情対応勉強会開催地②平成30年度苦情弁済事業計画・予算案、③作成④お客様からの声を活かす苦情の報告2018の編成	開催..①平成30年度苦情対応勉強会開催地②平成30年度苦情弁済事業計画・予算案、③作成④お客様からの声を活かす苦情の報告2018の編成	性化フォーラムによるうちの開催結果、平成29年度旅行業務取扱管理者定期研修の実施状況、改正旅行法説明会の実施結果、平成29年度における	性化フォーラムによるうちの開催結果、平成29年度旅行業務取扱管理者定期研修の実施状況、改正旅行法説明会の実施結果	3.三役及び監事の選出基準一 部改正(案)	3.三役及び監事の選出基準一 部改正(案)について提案され、協議の結果原案どおり承認され、次回の理事会に提案することになった。
この他、第13回国内観光活性化フォーラムによるうちの開催結果、平成29年度旅行業務取扱管理者定期研修の実施状況、改正旅行法説明会の実施結果	この他、第13回国内観光活性化フォーラムによるうちの開催結果、平成29年度旅行業務取扱管理者定期研修の実施状況、改正旅行法説明会の実施結果	この他、第13回国内観光活性化フォーラムによるうちの開催結果、平成29年度旅行業務取扱管理者定期研修の実施状況、改正旅行法説明会の実施結果	この他、第13回国内観光活性化フォーラムによるうちの開催結果、平成29年度旅行業務取扱管理者定期研修の実施状況、改正旅行法説明会の実施結果	この他、第13回国内観光活性化フォーラムによるうちの開催結果、平成29年度旅行業務取扱管理者定期研修の実施状況、改正旅行法説明会の実施結果	この他、第13回国内観光活性化フォーラムによるうちの開催結果、平成29年度旅行業務取扱管理者定期研修の実施状況、改正旅行法説明会の実施結果

巻頭言



平成30年の事業年度開始に当たって



一般社団法人 全国旅行業協会
会長 ニ階俊慶

新緑の美しい季節になりました。新年度を迎える全国5600社の会員の皆様にご挨拶を申し上げます。全国旅行業協会は、平成30年度事業計画及び収支予算について観光庁の認可をいただき、4月から新事業年度がスタートしました。

ゴールデンウイークを迎えたところですが、平成24年4月末の関越自動車道高速ツアーバス事故の発生から6年が経過しました。会員の皆さんにおかれましては、貸切バスを利用した旅行の安全対策を社内で周知徹底して、安全安心な旅の提供と法令遵守に全力で取り組んで頂きたいと思います。

さて、本年4月から、全旅協旅行災害補償制度に新たな重大事故対応費用補償特約が導入されました。この特約は、平成28年1月に発生した軽井沢スキーツアーバス事故を踏まえた安全対策の一環として、保険に加入した会員の旅行催行中に万一重大事故が発生した場合において、被害に遭われた旅行者とご家族、報道関係者等への会員の初動対応を専門家が支援し、その負担費用を保険金として支払うものです。平時と緊急時の両面から全旅協旅行災害補償制度に加入した中小旅行業者の事故対応能力を高め、旅行の安全安心を守るこの新たな特約制度の積極的な活用により会員の皆さんの危機管理能力の向上に役立てて頂きたいと思います。

旅行業法の改正については、本年1月4日から、旅行業者等の営業所で旅行業務取扱管理者として選任されている者に5年毎の定期研修の受講が義務付けられました。この研修を受講していないと旅行業の登録更新ができないという重要な研修であります。

このため、当協会は平成29年度の事業であった資格者研修を定期研修として実施できるよう観光庁と調整し、テキスト作成等の準備を行い、本年1月から3月までに全国10会場で新たに定期研修を実施した結果、1300名余りが定期研修を修了することができました。平成30年度においても、全国14都市の17会場で定期研修を実施する予定であり、今後とも、会員の研修ニーズに応えられるようしっかりと取り組んで参ります。

また、新たな民泊宿泊サービス提供も始まります。訪日外国人旅行者の急増による宿泊施設の不足を背景として、住宅宿泊事業法(いわゆる民泊法)が制定され、いよいよ6月15日から施行されます。従来の旅館業法には無かった宿泊形態が導入されることに伴い、旅行業者にも住宅宿泊事業法及び旅行業法に基づく新たな義務が生じます。このため、当協会としては改正内容等の情報を会員の皆様に迅速に提供し、旅行業者としての法令遵守について指導して参ります。

平成30年度においても、全国旅行業協会は、国内・国際の旅行活性化のための活動に積極的に取り組んで参ります。また、旅行業法に基づく指定協会として、旅行者の保護の充実、研修事業の実施などの公益的な事業を的確に実施するとともに、本部と支部の連携協力のもとに、旅行者の皆様に対するサービスの向上と旅行業の発展のために全力で取り組んで参ります。

観光が明るくなれば世の中は必ず明るくなります。全国5600社の会員の皆様の一層の奮起を期待しております。



第181回理事会(國谷一男副会長による開会挨拶)(平成30年3月14日)

審議終了後、報告事項に入り、新規入会申込者、常任委員会の活動状況、第13回国内観光活性化フォーラムinこうちについて提案され、審議の結果原案通り承認決議された。

議題5. 委員会分掌事項の一部改正(案)
議題6. 平成31年度国内旅行業務取扱管理者試験及び国内旅行業務取扱管理者研修の開催日・開催地(案)
議題7. 平成31年度国内旅行業務取扱管理者定期研修規則の新設に伴う委員会分掌事項の一部改正(案)について提案され、審議の結果原案通り承認決議された。

議題8. 平成31年度国内旅行業務取扱管理者定期研修規則の制定(案)について提案され、審議の結果原案通り承認決議された。

議題9. 委員会分掌事項の一部改正(案)
議題10. 委員会分掌事項の一部改正(案)
議題11. 委員会分掌事項の一部改正(案)



第10回支部長連絡会(近藤幸二副会長による開会挨拶)(平成30年3月15日)

研修の実施結果、A N T A
重大事故支援制度の導入、
平成29年度会費未納会員への
対応、代表理事の業務執行
報告、平成30年度会議開催
年間スケジュールなどについて
報告された。

議題1. 平成30年度事業計画 (案)

平成30年度事業計画(案)について提案され、審議の結果原案通り承認決議された。

議題2. 平成30年度収支予算
(案)
平成30年度収支予算(案)について提案され、審議の結果原案通り承認決議された。

議題3. 三役及び監事の選出基準
(案)
議題4. 平成30年度会議開催年間スケジュールの一部変更(案)

平成30年度会議開催年間スケジュールの一部変更(案)について提案され、協議の結果原案どおり承認され、次回の理事会に提案することとなつた。

議題として、平成30年度事業計画(案)、平成30年度収支予算(案)、三役及び監事の選出基準の一部改正(案)、旅行業務取扱管理者定期研修規則の制定(案)、委員会分掌事項の一部改正(案)、委員会分掌事項の一部改正(案)について提案され、協議の結果原案どおり承認され、協議の結果原案どおり承認され、次回の理事会に提案することとなつた。

第181回理事会



第17回常任理事会(永野末光副会長による閉会挨拶)(平成30年3月8日)

規則の新設(案)
管埋者定期研修
規則の新設について提案され、協議の結果原案どおり承認され、次回の理事会に提案することとなつた。

5. 委員会分掌事項の一部改正(案)
6. 平成31年度国内旅行業務取扱管理者試験及び国内旅行業務取扱管理者研修の開催日開催地(案)
7. 平成30年度会議開催年間スケジュールの一部変更(案)

議題として、平成30年度事業計画(案)、平成30年度収支予算(案)、三役及び監事の選出基準の一部改正(案)、旅行業務取扱管理者定期研修規則の制定(案)、委員会分掌事項の一部改正(案)、委員会分掌事項の一部改正(案)について提案され、協議の結果原案どおり承認され、協議の結果原案どおり承認され、次回の理事会に提案することとなつた。

8. 新規入会申込者(案)
議題1. 平成30年度事業計画
(案)
平成30年度事業計画(案)について提案され、審議の結果原案通り承認決議された。

議題2. 平成30年度収支予算
(案)
平成30年度収支予算(案)について提案され、審議の結果原案通り承認決議された。

議題3. 三役及び監事の選出基準
(案)
議題4. 平成30年度会議開催年間スケジュールの一部変更(案)



第17回常任理事会(平成30年3月8日)

30年3月14日(水)13時30分より、銀座東武ホテルで開催された。会議の冒頭、國谷副会長より開会挨拶がなされた後、近藤副会長が議長となり議事が進行された。

第181回理事会



がんばろう！日本

「地旅」で出会う日本の笑顔 でかけよう 北海道・東北



—— ANTAは送客支援を通じて日本各地の観光振興を応援します ——



鶴ヶ城

奥入瀬渓流

五大堂



上士幌町アーチ橋



大曲の花火 龍泉洞



全国47都道府県5500の旅行社が加盟しています
一般社団法人 **全国旅行業協会**
ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION

後援



観光庁
Japan Tourism Agency

故支援制度の導入、⑥第13回
国内観光活性化フォーラム
inこうちの開催結果、⑦平
成30年度会長表彰申請者の報
告、⑧平成30年度会議開催年
間スケジュールの報告、⑨旅行
業法改正及び住宅宿泊事業法
の施行に伴う注意事項について
説明がなされ、質疑応答が行
われた。

その後、常任委員会報告がな
れた。



第10回支部長連絡会(山中盛世高知県支部長)(平成30年3月15日)



第10回支部長連絡会(中間幹夫(株)全旅社長)(平成30年3月15日)

され、最後に國谷副会長による
閉会挨拶が行われ終了した。

12時より銀座東武ホテルで、
当協会の支部事務局長など
約70名の参集のもと開催さ
れた。

が、平成30年3月22日(木)
12時より銀座東武ホテルで、
当協会の支部事務局長など
約70名の参集のもと開催さ
れた。

会議の冒頭、近藤副会長及
び駒井総務財務委員長より挨
拶がなされた後、本部事務局の
各部より連絡・注意事項等につ
いて確認がなされた。

その後、休憩をはさんで第40
回弁済業務副管理役会が同
所で開催され、各都道府県の
弁済業務副管理役を対象に、
事務局から苦情処理業務、弁
済業務保証金分担金業務、認
証申出業務について説明がな
された。

弁済業務副管理役会終了後、
「改正旅行業法説明会」が開催
され、有野専務理事より、平成
30年1月4日に改正された旅行
業法の概要や旅行業者として
の留意点等の解説がなされた。



第8回支部事務局長会議(駒井輝男総務財務委員長による開会挨拶)(平成30年3月22日)



第8回支部事務局長会議(平成30年3月22日)



改正旅行業法説明会(平成30年3月22日)

平成30年1月4日以降の旅行業法関係規則等の改正について

一般社団法人 全国旅行業協会

平成30年1月4日に施行された改正旅行業法及び関係規則等については、本誌平成30年3・4月号に掲載したところであるが、その後の規則等の改正については以下のとおり。

1. 旅行業法施行規則の改正

観光庁は、昨年3月に、海外募集型企画旅行を主に取扱う第1種旅行業者が多くの負債を抱えたまま倒産した問題に対処するため、弁済制度のあり方、企業のガバナンスのあり方等について「新たな時代の旅行業法制に関する検討会」の下に設置した「経営ガバナンスワーキンググループ」において検討を行った。その後の議論の取りまとめを受けて、旅行業法施行規則及び旅行業法施行要領の改正、通達の改正、発出等を行った。

【改正内容】

(1) 第1種旅行業者の経営ガバナンスの強化
 ① 第1種旅行業者について、登録申請及び更新の際に公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の確認を受けたことを証明する書類の添付を

(2) 上記の旅行業法施行規則改正による営業保証金の引き上げに伴う取扱いについて追加
 【改正日】平成30年3月30日

3. 告示の改正

(1) 平成19年国土交通省告示第445号第2号の改正
 第3種旅行業者の募集型企画旅行の業務範囲、及び地域限定旅行業者の旅行業務の実施可能な範囲は、営業所の存する市町村、

(2) 着地型旅行促進のための規制緩和地域限定旅行業者のうち「定取り額(400万円)以下の営業保証金の引き下げ(最低額15万円)
 【施行日】平成30年4月1日

2. 旅行業法施行要領の改正

(1) 財務監査を受けていない第1種旅行業の登録申請における最近の事業年度の貸借対照表及び損益計算書について、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の確認を受けたことを証明する書類の添付をする書類として第2号様式の制定

(2) 上記の旅行業法施行規則改正による営業保証金の引き上げに伴う取扱いについて追加
 【改正日】平成30年3月30日

4. 通達の発出

(1) 昭和五十八年運輸省告示第三百八十六号の一部改正
 弁済業務保証金準備金の取り崩し(旅行業法施行規則第63条)

【改正日】平成30年3月30日
 (2) 昭和五十八年運輸省告示第三百八十六号の一部改正
 弁済業務保証金準備金の取り崩し(旅行業法施行規則第63条)に関する観光庁長官の告示について、改正後の旅行業法施行規則の出される予定。

【周知内容】
 (1) 観光庁は、旅行業法施行規則の改正により、「旅行業法施行規則改正正に伴い、「旅行業法施行規則改正による営業保証金の引き上げに伴う取扱いについて」(通達)を発出し、平成30年4月1日より海外募集型企画旅行を取り扱う第1種旅行業者が供託する営業保証金の額が変更となることから、旅行業協会の弁済業務規約について必要な見直しを求めるとともに、旅行業者に以下の取扱いを徹底するよう周知依頼を行った。

観光庁より民泊制度のポータルサイト、コールセンターの新設 海外ツアーサポート取引推進委員会による通報窓口の設置

民泊制度のポータルサイト、コールセンターの新設
 (観光庁)

中、急速に拡大しつつある民泊サービスについて、その健全な普及を図るため、事業を実施する場合の一定のルールを定め

新たな営業保証金及び弁済業務保証金分担金の金額の報告

新たな営業保証金及び弁済業務保証金分担金制度においては、前事業年度における海外募集型企画旅行の取引額に応じて追加して供託すべき金額が発生するが、平成30年1月3日以前に提出された取引額報告書においては海外募集型企画旅行の取引額の報告を求めていたため、第1種旅行業者は平成30年6月30日(3月末日)の決算の旅行業者は平成30年7月9日)までに、観光庁長官に対して

【概要】
 1. 民泊制度ポータルサイト
 2. 言語

と連携して、健全な民泊サービ

(開設日・平成30年2月28日)
 日本語、英語(後日開設予定)

スの普及を図るために、民泊制度の内容や届出の方法などを掲載したポータルサイトと、民泊

泊の概要等)、住宅宿泊業・管理業・仲介業の届出申

制度に関する問い合わせを受け付けるコールセンターの新設。

①電話番号
 0570-041-389

運用を通じて、正確な情報発信を行っていく予定である。

紹介・条例の制定状況等(リンク)、民泊制度コールセンタの案内、関係法令集など

※全国共通ナビダイヤル(通話料は発信者負担)

観光庁では、健全な民泊サービスの普及を図るため、平成30年6月15日に施行されるが、このうち、住宅宿泊事業を営もうとする者が届出を行うなど、の準備行為については、3月15日から開始(施行)されている。

1. 民泊制度ポータルサイト

2. 言語

全旅協旅行災害補償制度に重大事故支援特約を導入 (旅行災害補償制度&海外企画旅行補償制度)

全国旅行業協会は、幹事保険会社との共同開発により、本年4月より、全旅協旅行災害補償制度に新たな「重大事故対応費用補償特約」を導入しました。

本特約の導入に至った背景として、平成28年1月に発生した軽井沢スキー場アバース事故を踏まえた安全対策の一環として、当協会は事故対策要領を全面的に見直し、また、新たに緊急重大事故発生時の連絡体制の要領を策定し、会員が催行する旅行で緊急重大事故が発生した場合に迅速な対応ができるように努めてきました。

併せて、会員が催行する旅行で重大事故が発生した場合に、当該会員の旅行業者としての初動対応の支援を受けるために平成28年10月から「旅行業重大事故支援システム」の専門会社を会員に紹介し、利用できるようにしてきましたところです。

その後、この支援を受けるための負担費用を全旅協旅行災害補償制度の保険金で支払う制度を構築してほしいとの要望があり、当協会は、保険会社及び(株)旅行ビジネスサポートと協力して検討した結果、全旅協旅行災害補償制度の中に、重大事故対応の支援費用を保険金として支払う新たな特約を開発し、すべての加入タイプにセットしました。

重大事故発生時の対応は、その旅行を企画・実施する旅行業者が責任をもって行うものであることは申すまでもありませんが、この特約制度の活用によって中小旅行業者の事故対応能力が高まり、ひいては旅行の安心安心につながるものでありますので、旅行災害補償制度をぜひともご利用ください。

ANTA会員向け『重大事故支援制度付 旅行災害補償制度』の特長

新制度は、全旅協旅行災害補償制度に加入した会員が取り扱う国内・海外の企画旅行(募集型・受注型)、国内の手配旅行を対象に、万一重大事故が発生した場合の事故対応に関する支援を保険で行うものです。(全加入タイプに標準装備)

具体的には、安全サポート(株)により、平時の対策支援並びに重大事故発生時(有事)に、緊急対応支援チームを組織して事故処理対応を支援する24時間365日体制の支援のしくみ(サービス+保険)です。重大事故が発生した当該旅行が保険(全旅協旅行災害補償制度、海外企画旅行補償制度)に加入していることが支援発動の要件となります。

この制度に関する問合せ、お申込みは、保険代理店である(株)旅行ビジネスサポートにお願いします。

【保険特約での支援内容】

(1) 重大事故発生時(有事)の緊急サポートをご提供

旅行実施中に万一重大事故が発生し、会員からの要請があった場合に24時間365日体制で、事故対応に関する相談受付とコンサルティングを実施します。

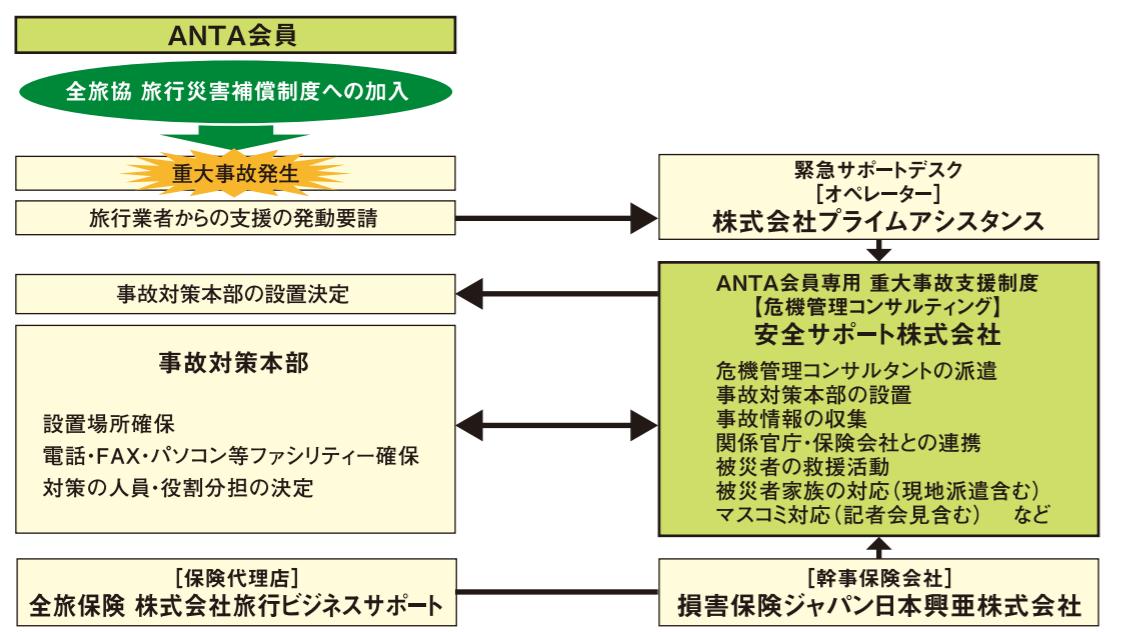
(2) 支援制度の利用に要する各種費用を補償

旅行の参加者が死亡するなど一定の条件に該当する重大事故が発生した場合に、支援制度の利用に要する各種費用(対策本部の設置費用、情報収集費用、マスコミ対応費用など)をお支払いします。

(3) 平時の備えも支援

平時からの事故防止の対策支援として、海外安全情報の配信、重大事故対策セミナーの開催、事故の規模にかかわらず、危機管理に関する各種相談受付・アドバイスを行います。

『重大事故支援制度付 旅行災害補償制度』のイメージ



- ※時間外はWeb問合せフォームにて受付
②対応言語 日本語のみ
③受付日及び時間 土・日・祝日を含む毎日9時～22時
④問合せ受付内容 住宅宿泊事業に関する苦情相談を含めて受付範囲を拡大予定)

民泊について「知りたい」「聞きたい」にお答えします!~
民泊制度のポータルサイト、コールセンターを新設~(観光庁ホームページ)
http://www.mlit.go.jp/kankoho/news06_000349.html

海外ツアーや正取引推進委員会通報窓口の設置
(全国旅行業協会)

【海外ツアーや正取引推進委員会通報窓口】
1. 電話番号：03-3592-0056
2. 受付時間：10時～17時(土)
日祝祭日、年末年始は休業
(農林水産省)

【海外ツアーや正取引推進委員会通報窓口】
植物等の移動規制に関する平成30年度広報強化週間の実施
植物防除法に基づく植物等の移動規制に関する平成30年度広報強化週間(当協会会員専用ホームページ)
<http://www.anta.or.jp/mmb/news/detail/3917.html>

農林水産省では植物防疫法に基づき、農作物に被害を与える海外ツアーや正取引推進委員会が設置された。委員会の設置に伴い、(社)全国旅行業協会及び(社)常識な膨らみを企画旅行業者自身の内部から、あるいは第三者からの通報等により発見するため、「通報窓口」を設置した。通報窓口に寄せられた情報を元に、「前受金の異常な膨らみ」が疑われる事案が発生していると判断したときは審査を行い、両協会を通じて観光庁に報告される。

農林水産省では、日頃から広報活動を行っているが、平成30年度においても3回(第1回～平成30年4月23日～27日、第2回～平成30年7月9日～13日、第3回～平成30年12月17日～21日)の広報強化週間を設け、一層の周知を図ることについて、周知の依頼がなされた。当協会はこれを受けホームページ及びANTAニュースメールにて周知を行つた。

- チケットレス詐欺にお気をつけください**
- (1) お客様からの入金を確認してから、発券操作または発券操作依頼を行ってください。
 - (2) 入金前に発券・確認番号等をお知らせすることのないよう徹底してください。
 - (3) 電話による確認番号等のお問い合わせは、本人確認が困難なため、注意が必要です。

この詐欺の特徴として、遠隔地より携帯電話や公衆電話で犯行に及ぶため、地域の限定なく全国各地での被害が過去にも起きております。今後も、同様の詐欺行為が予想されますので、このような電話申込みがあった場合は、最寄りの警察署までご連絡をお願いします。

平成29年度 旅行業務取扱管理者定期研修 新業法の研修義務化に対応し10都市で開催

当協会主催による平成29年度旅行業務取扱管理者定期研修（以下「定期研修」）が、本年1月29日（月）から3月9日（金）にかけて、全国10都市で開催された。

この定期研修は、改正前の旅行业法において努力義務条項により、当協会が旅行業務取扱管理者資格者研修として開催していたもので、本年1月4日の新法施行に伴い、選任された旅行業務取扱管理者（以下

「選任管理者」）の受講が義務化され、旅行業協会の法定業務に追加されたことから、早急に実施体制を整えるとともに、旧研修のカリキュラム・教材等の全面改訂を行い、新たな研修として展開することとなった。

改正旅行業法第11条の2第7項では、旅行業者及び旅行業者代理業者は、選任管理者について、その職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るために、旅行業協会が実施する研修を

（※1）、同要領第八の4～9）では、受講修了していない場合は、旅行業等の登録の拒否事由に該当すること（※2）、旅行業者は登録の時期に合わせて受講規定された。

（※2）通達により経過措置が設けられ（平成29年12月28日付観察第622号）、平成32年（2020年）3月31日までの間に、旅行業登録の有効期間満了日の2ヶ月前までに選任管理者を除く。付けては、①改正旅行業法及び旅行業約款、②標準旅行運賃制度、③貸切バスの安全対策、④最近の観光庁の通達などの講義が1日で行われ、閉講式において全課題を修了した受講者に対する修了証書が授与された。

■ 平成29年度 旅行業務取扱管理者定期研修 実施結果

開催地	研修会場	開催日	申込者数(名)	修了者数(名)
札幌市	TKP札幌駅カンファレンスセンター	平成30年1月29日	94	93
盛岡市	盛岡地域交流センター	〃 3月9日	98	96
さいたま市	J A 共 済 埼 玉 ビ ル	〃 2月8日	256	251
東京都	自動車会館	〃 2月26日	110	110
長野市	メトロポリタン長野	〃 2月22日	88	88
金沢市	ホ テ ル 金 沢	〃 2月21日	192	192
津市	三重県文化センター	〃 3月1日	114	114
大阪市	エル・おおさか	〃 2月28日	200	193
広島市	ワークピア広島	〃 2月20日	111	110
鳥栖市	サンメッセ鳥栖	〃 2月27日	114	113
合 計（全国10都市）				1,377
				1,360

全旅協会員専用ホームページの パスワード変更のご案内

当協会では、平成30年4月1日より全旅協会員専用ホームページへログインするためのパスワードを変更いたしました。

今後とも、会員の皆さまの役に立つ速達性のある情報提供に努めて参りますので、会員専用ホームページを是非ご活用いただきますようよろしくお願い致します。

詳細は、ANTAニュース3・4月号に同封のご案内をご確認ください。



登録行政庁へ「取引額報告書」の提出をお忘れなく

営業保証金（旅行業協会の保証社員にあっては弁済業務保証金分担金）の額の算定前提となる前事業年度の「取引額報告書」（旅行業法施行規則第6号様式）について、登録行政庁へ未提出となる旅行業者が散見される。

「取引額報告書」は、旅行業法第10条に基づき、毎事業年度終了後100日以内に登録行政庁（第1種旅行業者は管轄の地方運輸局、第2種・第3種・地域限定旅行業者は管轄の都道府県、そ

れぞれの旅行業担当主管課へ報告することが義務付けられています。また、当協会正会員については、登録行政庁へ提出するとともに、当協会弁済業務規約に基づき、所属支部へ報告することとなります。

なお、登録行政庁に同報告がない場合、または虚偽の報告をした場合は、旅行業法第79条に基づく罰則の適用も規定されていますので、会員各位におかれでは、同報告の提出徹底に十分留意されたい。

羽田空港からの観光・送迎 貸し切りバスをお探しなら



車庫から羽田空港まで5分

関自旅1第158号

羽田空港交通株式会社



新運賃制度にも合理的に適用でき、安心して貸切バスをご利用できます。

大型バス60人乗り、大型バス53人乗りサロン、大型バストイレ付サロン、マイクロバススーパーロング用途によってお選びいただけます。



■企業送迎・学校送迎など定期送迎もお任せください。
安全運行・確実な送迎で承ります。

- 東京事業所：東京都江戸川区南葛西6-20-13-102
- 神奈川事業所：神奈川県川崎市川崎区東扇島90
- 千葉事業所：千葉県木更津市本郷1-11-23
(ホームページアドレス) <http://haneda-bus.com/>
(メールアドレス) info@haneda-bus.com

お申込みは 羽田空港交通株式会社

TEL 03-6423-8519 FAX 03-6369-3436

本社：東京都大田区東糀谷3-15-5 車庫：東京都大田区羽田旭町10-1



岩本九州地方支部長連絡会議長による開講式・鳥栖市会場



大阪市会場

研修内容としては、①改正旅行業法及び旅行業約款、②標準旅行運賃制度、③貸切バスの安全対策、④最近の観光庁の通知達などの講義が1日で行われ、閉講式において全課程を修了した受講者に対する修了証書が授与された。

（※1）直近5年以内に旅行業務取扱管理者試験に合格した（※2）通達により経過措置が設けられ（平成29年12月28日付観察第622号）、平成32年（2020年）3月31日までの間に、旅行業登録の有効期間満了日の2ヶ月前までに選任管理者を除く。

では、更新登録の申請に際しては、更新登録の申請に際しては、更新登録及び旅行業等の新規登録の際の添付書類とされ（※2）通達により経過措置が設けられ（平成29年12月28日付観察第622号）、平成32年（2020年）3月31日までの間に、旅行業登録の有効期間満了日の2ヶ月前までに選任管理者を除く。

全旅協旅行災害補償制度に加入した
旅行に適用される画期的な支援制度です!

『ANTA会員専用 重大事故支援制度』

国内企画旅行中(募集型・受注型)および国内手配旅行中に
重大事故が発生した場合、当制度が会員会社をしつかり防衛し、
事業継続を支援します。

「安心」への思いをカタチにしました!!

全旅協旅行災害補償制度

全旅協旅行災害補償制度の主な補償内容

①旅行特別補償保険(企画旅行)

旅行参加者のケガなどに対して旅行会社が標準旅行業約款特別補償規程に基づき支払うべき見舞金を補償します。

②国内旅行傷害保険

旅行参加者の旅行中のケガを補償します。

③旅行事故対策費用保険

「重大事故支援制度」にかかる諸費用およびその他の各種費用を広く補償します。

(例:専門家・被災者家族・会員の旅費や宿泊費、マスク対応、弁護士費用ほか)

④全旅協見舞金制度(病気死亡)

損害保険では支払われない旅行参加者の旅行中の病気死亡も補償します。

「重大事故支援制度」のメリットは?

① 危機管理コンサルタントを旅行会社に派遣	危機管理のプロが支援することで初動対応のスピードと正確性が向上
② 事故対策本部の設置	事故状況に応じた対応班の陣容・役割分担や運営を支援
③ 事故情報の収集	協力会社のネットワークを通じて確度の高い情報収集を支援
④ 関係官庁・保険会社との連携	煩雑な対応業務が整理され、スピードが向上
⑤ 被災者の救援活動	協力会社のネットワークを通じて救援活動を支援
⑥ 被災者家族対応(現地派遣含む)	被災状況および被災者家族の心情を配慮した対応を支援
⑦ マスク対応(記者会見含む)	メディアからの問合せ、取材、記者会見を支援
⑧ 危機管理コンサルタントを事故現場に派遣	実際に事故現場に危機管理コンサルタントを派遣して各種対応支援
⑨ 平時の支援内容も充実	海外安全情報の配信、重大事故対応マニュアル策定・提供、セミナー開催など
⑩ 「ANTA専従要員」と「緊急対応支援チーム」を組織	重大事故発生時の支援を確実にし、また、平時におけるセミナーや各種相談受付、アドバイス等を柔軟に行うことを目的に組織

〈全旅協旅行災害補償制度の引受保険会社〉

引受幹事会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 三井住友海上火災保険株式会社(副幹事) AIG損害保険株式会社 東京海上日動火災保険株式会社

一般社団法人 全国旅行業協会指定代理店

全旅●保険 株式会社 旅行ビジネスサポート

TEL.03-6272-9704 FAX.03-6272-9714 <http://tbstokyo.co.jp/>

カード型統一外務員証

利用促進キャンペーン(平成33年3月31日まで3年間延長となりました)

1社につき2枚作成まで 500円(1枚あたり)でご提供



標準
(ピンク)

国内管理者向け
(ライトグレー)

総合管理者向け
(ライトブラウン)

本証は、旅行業法施行規則に定める第10号様式(外務員証様式)に加え、旅行業務取扱管理者資格を表示し、有効期間を定めた外務員証です。
・カードサイズは縦5.5×横8.6cm、クレジットカードと同じサイズです。・このカード外務員証は「旅行業務取扱管理者証」としては使用できません。

全国旅行業協会では、当協会の正会員に所属する外務員を対象に、プラスチック製カードタイプの「統一外務員証」の作成事業を行っており、カード型「統一外務員証」の更なる普及を図るため、平成30~32年度まで3年間延長し、利用促進キャンペーンとして、1社につき2枚までの作成を上限に利用促進価格500円(1枚あたり)にてご提供いたします。

このカード型「統一外務員証」は、券面に当協会「ANTA」のロゴマークが入るとともに、旅行業取扱管理者資格の取得により3種類の色別表示【標準(未取得):ピンク、国内資格:ライトグレー、総合資格:ライトブラウン】がなされた外務員証です。

作成をお申込みの際は、申請書を各所属支部までご提出ください。申請書には、必要事項をご記入ください、同申請書に外務員の顔写真の貼付及び代表者印を押印のうえ、また、旅行業取扱管理者を取得されている場合は、合格証の写しを添えてお申し込みください。

なお、カード型「統一外務員証」の使用有効期間は、貴社が旅行業登録を更新する有効期間満了日までとなります。

1 発行対象 : 当協会の正会員に所属する外務員

2 作成費用 (会員1社につき)

- 2枚作成まで: 利用促進価格 1枚あたり 500円(税込)
- 3枚作成以降: 通常価格 1枚あたり 1,500円(税込)

※ 利用促進価格(500円)でのご提供は、平成22年4月1日から平成33年3月31日までの間に1社につき2枚までの作成を上限としており、3枚目以降の作成は通常価格(1,500円)でのご提供となります。

3 提出書類

申請書に必要事項をご記入のうえ、下記書類を各所属支部までご提出ください。

①作成申請書(申請書に外務員顔写真を貼付し、代表者

印を押したもの)

②旅行業務取扱管理者試験合格証書の写し(資格取得の場合、申請書に併せホチキス綴)

4 外務員証の有効期間

本証は、貴社が旅行業登録を更新登録する有効期間満了日までご使用が可能です。

次期更新登録日までの残存期間が有効期間となります。更新登録日が近づくほど、使用できる期間が少なくなりますので、申請時期には、十分にご注意ください。

ただし、すでに更新登録の手続きが完了し、行政庁より更新登録が認められている場合は、ご申告に基づき、更新後の有効期間満了日として作成することが可能です。

③「旅行業務取扱管理者合格証書の写し」が添付なき場合は、標準カードとして取り扱いをさせていただきます。

④氏名等の外字に関する取り扱いは、JIS第2水準までの文字とさせていただきます。

⑤提出書類のご返却はいたしかねますので、必ず控えをお取りください。

※カードの作成期間は約3週間です。

※有効期間内の再発行について

カードの有効期間内に記載内容に変更等が生じた場合、1枚1,000円で再発行ができます。登録事項の変更や氏名変更、資格取得などが対象です。詳しくは下記の問合せ先もしくはURLをご覧ください。

本件に関するお問合先 一般社団法人 全国旅行業協会 本部事務局 経営調査部 カード外務員証担当 電話 03-6277-8310

カード外務員証の作成申請書は当協会ホームページ (<http://www.anta.or.jp/mmb/yakudachi/card.html>) よりダウンロードしてください。※お申込先は、各所属支部になります。

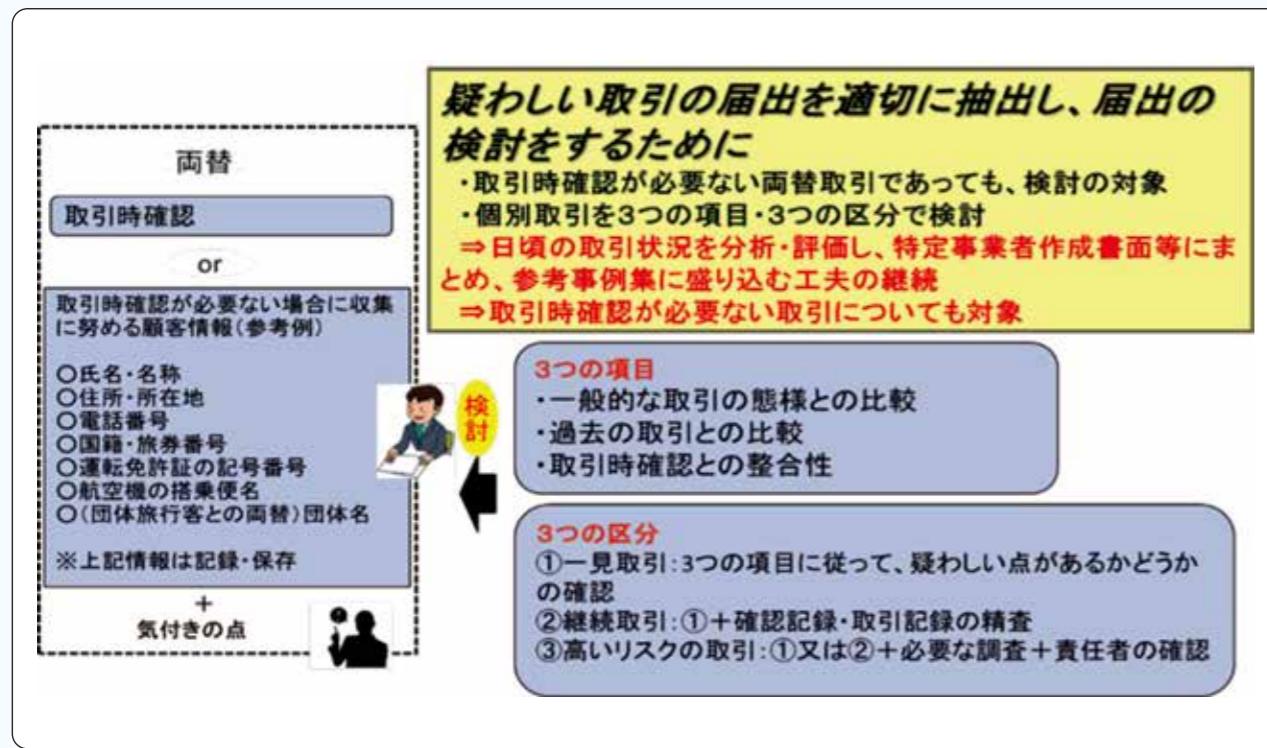
外貨両替業務にあたっての留意事項について（財務省）（FATF第4次相互審査への対応）

加えて、<図A>の①取引時確認、③取引記録等の作成・保存や④疑わしい取引の届出などの措置を的確に行うために、取引確認事項に関する情報を最新に保つための措置等を講じるように努めなければならぬとされています（犯収法第11条）。

FATF第4次相互審査においては、「リスクベース・アプローチ」（リスクの度合いに応じて、リスクを軽減する措置を講じる手法）の適用が重視されています。このため、まずは、両替業者自らが提供している商品・サービス（取引）のリスク度合いを、取引形態、顧客の属性等に応じて検証し、自らが直面するリスクを特定・把握する必要があります。検証にあたっては、自らの取引相手（顧客）の情報、営業地域の地理的特性などを勘案しながら、取引データを分析して自らの顧客や取引の特徴を掴むことが重要です。

これらの特徴を警察庁が公表している「犯罪収益移転危険度調査書」の両替業務に関する一般的なリスク評価に照らして、両替業者各々におけるリスク量を特定・分析することが必要となります。その上で「3つの項目」、「3つの区分」に照らし合わせて「疑わしい取引」か否かを検討することになります（<図C>参照）。

<図C> 疑わしい取引の抽出・検討について



また、こうしたプロセスを経て、リスクが的確に反映されたリスク評価書（犯収法上の「特定事業者作成書面」）を作成し、リスク度合いに応じての軽減措置（例えば閾値内の本人確認）を講じることがリスクベース・アプローチの観点から求められますところ、リスク評価書の作成に向けて取り組み、リスクに応じてのリスク軽減措置を講じますようお願いします。

■両替業者の義務については、財務省HPの「外貨両替を行う方々へ」をご覧下さい。

(http://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/exchanger/index.html)

■FATF勧告等については、財務省HPの「FATF（金融活動作業部会）関連」をご覧下さい。

(https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/index.html)

■「犯罪収益移転危険度調査書」については警察庁のHPをご覧下さい。

(<https://www.npa.go.jp/sosikihanbai/jafic/index.htm>)

2019年秋に予定されるFATFの日本への第4次相互審査（※）に向けて、日本政府全体で取り組んでおりますが、第4次相互審査にあたっては官民一体での対応が求められますところ、財務省より、外貨両替業務を行う皆さんに、外貨両替業務を行うにあたってご留意いただきたい事項について、改めてお知らせします。

現在、外貨両替業務は自由に参入できますが、外貨両替を営む者（以下、両替業者）には外国為替及び外国貿易法（以下、外為法）又は犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、犯収法）に基づき、履行すべき義務が課されています（<図A、B>参照）。

FATF第4次相互審査では、両替業者を含む特定事業者がFATF審査団から、個社のマネロン・テロ資金対策の実施状況を直接聞かれることが予想されています。

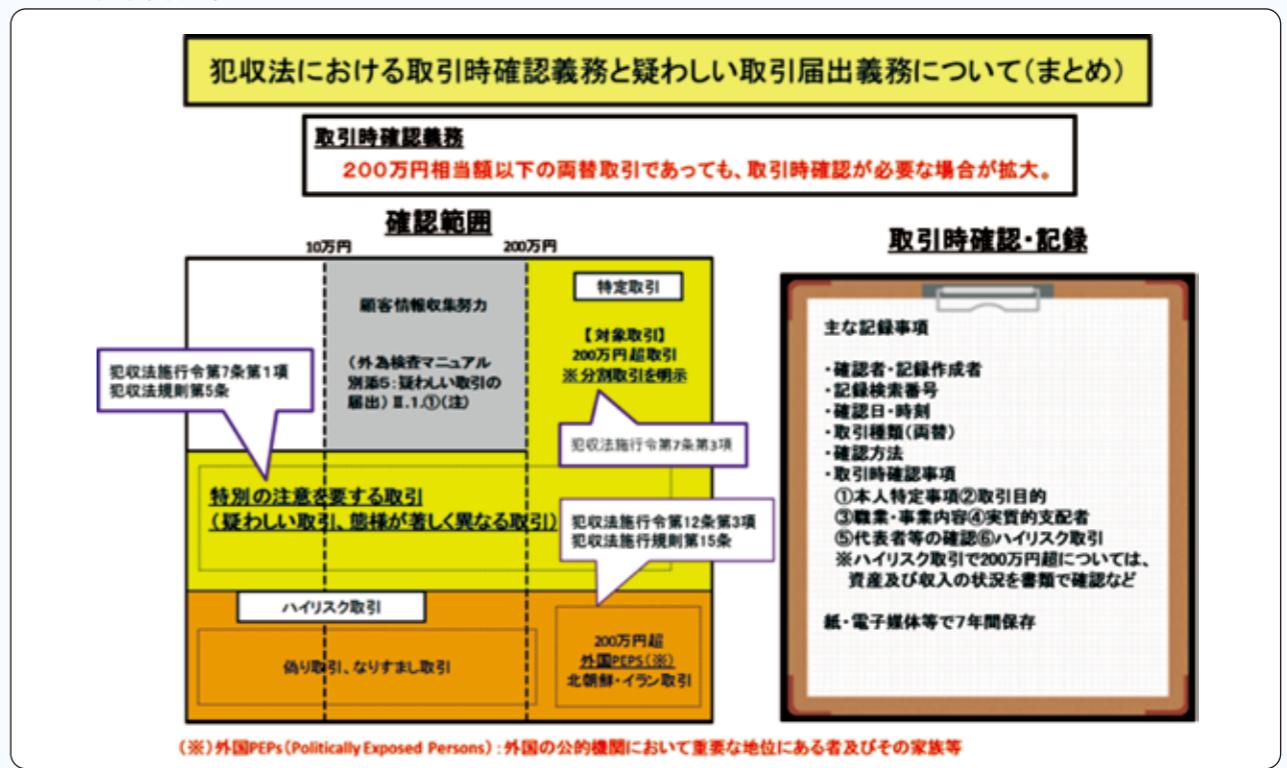
<図A>両替業者の義務

義務の内容	犯収法	外為法
①取引時確認 ※外為法は本人確認	○ 【本人確認事項の確認（あり）】	○ 【本人確認事項の確認（あり）】
②確認記録の作成・保存 （7年間保存）	○	○
③取引記録等の作成・保存 （7年間保存）	○	—
④疑わしい取引の届出	○	—
⑤外国通貨又は旅行小切手の売買に関する報告（月中の売買合計額が100万円相当額を超える場合）	—	○

（注）上記①及び②の義務については、

- ・犯収法に基づく取引時確認を行っていれば、外為法に基づく義務を履行したこととなる。
- ・200万円相当額以下であっても、①、②及び③の義務がかかる場合がある（<図B>参照）。
- ・2016年10月以降は改正犯収法により、「取引時確認義務」の確認対象や確認事項が拡大したとともに、顔写真付きの本人確認書類が求められるなど「厳格化」しています。

<図B>取引時確認等について



埼玉県支部

平成29年度国内旅行実務研修教育事業 JPTC主催によるフィリピン商談会

平成29年度国内旅行実務研修

教育事業「第13回国内活性化
フォーラム in こうち 徳島県
祖谷温泉」の実施

り一般道で現地へ向かうこととなりました。

約二時間の道程を経て14時過ぎに級河川・吉野川の畔に立つ昼食場所の大歩危峡レストラントン、まんなかへと到着しました。一般道利用の為に遅れて到着した私達ですが、お店の方には暖かく迎えていただきました。昼食は地元産の新鮮な食材を使用したものでした。また私は文化ホールで開催される「第13回国内観光活性化フォーラム」参加への視察研修旅行を、浅見子支部長を始めとする会員27名で実施しました。

初日は、定刻に羽田空港を出発し昨年来より研修旅行や事業会社で企画実施したツアーや度々利用している徳島阿波おどり空港へと到着しました。空港では徳島県観光部観光政策課からお越しいただいた主任吉田雄一様のお出迎えをいただけ歩危祖谷温泉郷への出発と切バスで、最初の目的地である大歩危祖谷温泉郷へと到着しましたが、あいにく当日は、雪模様で高速が通行止めとな

りました。夕食は山里の食材をふんだんに使った郷土料理が中心の囲炉裏会場での懇親会となり参加者全員で囲炉裏を囲み懇親を深めることができました。

二日目は、ホテルを8時30分に出発し、高知市の五台山にある竹林寺へと向いました。竹林寺は四国88箇所靈場第31番札所として参詣者の絶えない由緒ある名刹で、文殊堂や五重塔、国の重要文化財指定の仏像等、見所が多いところです。

竹林寺を後にバスは桂浜公園へと向かい到着後は、公園の自由散策となりました。なんと温泉郷の代表的な観光地であるかずら橋へと到着しました。

かずら橋はちょうど三年に一度の架け替え作業を終えたばかりで、実際に橋を歩いての通行はできませんでしたが、綺麗な



雪景色とあいまって風情のある最高の美しい風景を楽しむこと

ができ、またボランティアガイドさんの丁寧な説明も聞くことができました。私達は美しい景色との別れを惜しみながら本日の宿泊場所であるホテルから橋へとバスで移動しました。この

ホテルには、敷地内の高台にある露天風呂、その名も天空露天風呂へと上るための小さなケーブルカーがあり宿泊者は誰でも利用できるようになっていました。そこから見る山間の景色は深い緑が冴えて最高の景色でした。夕食は山里の食材をふんだんに使った郷土料理が中心の囲炉裏会場での懇親会となり参加者全員で囲炉裏を囲み懇親を深めることができました。

二日目は、ホテルを8時30分に出発し、高知市の五台山にある竹林寺へと向いました。竹林寺は四国88箇所靈場第31番札所として参詣者の絶えない由緒ある名刹で、文殊堂や五重塔、国の重要文化財指定の仏像等、見所が多いところです。

竹林寺を後にバスは桂浜公園へと向かい到着後は、公園の自由散策となりました。なんと温泉郷の代表的な観光地であるかずら橋へと到着しました。

かずら橋はちょうど三年に一度

晴の中、空と真っ青な海の色がとても綺麗でしばし見とれてしまいました。

散策後、一行は昼食場所である近くのレストランかつお船へと移動。かつお船では、かつおのたき作りに挑戦しました。

昼食後にフォーラム会場である高知県立県民文化ホールに到着しました。フォーラムは全国的に有名な「よさこい鳴子踊り」のオーブニングアトラクションから始まり、高知県支那の山中盛世氏が地元実行委員長としての開会宣言の後、高知県知事の尾崎正直氏

で発生した本白根山の水蒸気噴火の風評被害を払拭する「ANTA草津温泉支援決議」が、

学生がつくる高知

と高知市市長の岡崎誠也氏の挨拶となりました。二階

会長は主催者側代表としての挨拶の

なかで観光活性化表

を呼び掛けられま

した。その後に、観

表としての挨拶の

措置が設けられています)。

JPTC主催によるフィリピン商談会開催

2月20日(火)に清水園(さいたま市大宮区)にてJPTCフィリピン観光協議会主催埼玉地区旅行代理店商談会が、(社)全国旅行業協会埼玉県支部の協力にて開催されました。JPTCは、フィリピン観光産業の健全な発展と観光促進、及び開発に寄与することを目的とした団体で、フィリピン観光省、フィリピン航空をはじめホテル・ランド・ペレーテーなど正会員・賛助会員計36社が加入しています。

今回の催しは、(社)全国旅行業協会埼玉県支部の会員29名を含めた39名の参加がありました。協議会の会場を務める

吉野ふきこ氏(ワーフホテルズ・旧マルコポーロホテルズ)は、(社)全国旅行業協会埼玉県支部の協力により今回初めて埼玉県での商談会が開催出来たことに謝辞を述べ併せて今後のフィリピンへの送客に繋がるよう今回の商談会を活用して欲しかったと挨拶されました。また、浅子和世埼玉県支部長は、奈川県支部での商談会がきっかけであつたこと、そして、この商談会をフィリピンへの送客に必要な情報を得る良い機会として活用して欲しいと挨拶いたしました。

商談会は、当日参加したJPTCの会員紹介の後、フィリピン観光省の横山氏によるフィリピンの概要と観光の現状についての説明からはじまりました。その後、JPTC会員3社によりフィリピンの各地域の観光の特色等について、説明が行われました。

日本からフィリピンへの昨年の旅行者数は、約58万人で韓国、中國、アメリカに次ぎ第4位でした。勤勉で親切な国民性や経済発展に伴う治安の安定化、さらには国際空港

の整備による利便性の向上もありJPTCとしては、今後も日本からフィリピンへの送客は増加が見込めるとしています。特に、公用語が英語であること、日本から近いこと等から教育旅行、リゾートでのロングステイ等により増加が見込まれるジャンルとして説明されました。

商談会の後半は、JPTCの会員との個別質問を含むセールス会となりましたが、多くの参加者が積極的に質問等をするなか盛會のうちに商談会は終了しました。

この研修は、改正旅行業法(平成30年1月4日施行)第11条の2第7項に基づき、(社)全国旅行業協会が全国各地に会場を設け実施したものです。改正旅行業法施行後初の研修会だという業を巡る諸課題について、「標準旅行業約款について」「貸切バスの安全対策・運賃制度等について」「最近の観光庁の通達」の4科目で、使用される資料も旅行業法の改正にあわせて新たに作成されたものでした。質疑応答では貸切バス関連の質問を含め多くの質問があり参加者の意識の高さがうかがわれました。

研修会は「旅行業法及び旅行業法更新となる会員が多いこともあり、さいたま市会場での受講者は257名となりました。

開講式にて浅子埼玉県支部長は、研修受講義務化の経緯を説明、最近の旅行業を取り巻く

環境が厳しくなるなか、自らを

守る為にも必要な知識を身につけて欲しいと挨拶をしました。研修会は「旅行業法及び旅行業法更新となる会員が多いこともあり、さいたま市会場での受講者は257名となりました。

新たな旅行業法では、旅行業取扱管理者の職務に必要な知識及び能力の向上を図るために、旅行業協会が実施する研修を5年ごとに受けるよう規定しています。受講修了していない場合は登録更新の拒否事項に該当することになります(経過措置が設けられています)。



19

大阪府支部

平成29年度 旅行業務取扱管理者定期研修等の実施

平成29年度 旅行業務取扱管理者定期研修

改正旅行業法が1月4日に施行され、大阪会場で初めての定期研修を2月28日に実施することができました。今回の定期研修には申し込み者が殺到し、急遽広い会場に変更しましたが、定員200席のところほぼ欠席者もなく超満員で開講



ANTA大阪府支部・JATA関西支部共催初心者向け苦情セミナー

今回で2回目となる、ANTA大阪府支部・JATA関西支部共催の津木弁護士による初心者を対象とした苦情対応セミナーを1月26日に開講しました。このセミナーにはANT A17名、JATA38名 合計55名と昨年の1.5倍の参加で、関心の高さがうかがえ、熱心に聴講

しました。この研修は受講の努力義務から受講義務となり、登録更新時に選任管理者の修了証の写しが添付書類として必要となりましたので、受講者全員が真剣な眼差しで講義に集中していました。今回は大阪会場では200名近くの方が全国では1,300名を超える方が修了証を手にしましたが、受講を断念した方がかなりおられるとのことです。4月以降に早い時期に、大阪会場で実施を予定していますので、平成31年3月までの更新の方は、必ず受講していただくようお願いします。

されました。新入社員にとっては、良い研修ではないかと思いますので機会があれば是非、おすすめいたします。次回の開講をお見逃しなく!!

「森の京都」ファムツアーセミナー

(社)森の京都地域振興社様より、3月16日福知山エリヤでの体験を企画した視察と加依頼があり、大阪府支部会員17名が参加し、森の京都を体験しました。今回は、いちご

狩り、そば打ち、しいたけの菌うちと福知山ならではの体験で、旅のツーリング満載で、今後のツアーバーになりました。関係者の皆さんお世話を

になりまし

ヒントを得たツアーバーになりました。関係者の皆さんお世話を

になりまし

て、審査委員会(委員長 株式会社島津興業取締役相談役 島津公保氏、委員 (社)全国旅行業協会鹿児島県支部長 村尾弘行(他)の1次審査により上位5団体が最終選考会に選出され、2月17日(土)に、よかセンター鹿児島多目的ホール(鹿児島市)において開催された最終プレゼンテーションにのぞみました。スライドの活用、寸劇の採用、特大パンフレットの作成など、視聴覚に訴える表現豊かなプレゼンテーションの結果「よかにせよかおごじょり恋愛維新」運命

代に伝えるため、本社最上川工場を一般公開。日本一長い生産ラインを見学できるほか、お米とせんべいについての歴史や、お子さまにも楽しめるトリックワールドなどお楽しみが盛りだくさん。

どお楽しみが盛りだくさん。
【営業時間】9時~16時
【料金】一般300円
以下および65歳以上 無料 ※団体割引あり
■駐車場】普通車40台 大型バス10台
■交通のご案内 J-P酒田駅から車で10分
■住所】〒998-0832
■TEL 0234(25)0017
■FAX 0234(24)5239
■WEB <http://www.sakatabeika.co.jp>

「オランダせんべい」は、山形県庄内産のうるち米を極薄に焼き上げた元祖うす焼せんべいで、東北のソウルフードとして長い間、愛されています。その米文化を次の世代に伝えるため、本社最上川工場を一般公開。日本一長い生産ラインを見学できるほか、お米とせんべいについての歴史や、お子さまにも楽しめるトリックワールドなどお楽しみが盛りだくさん。

狩り、そば打ち、しいたけの菌うちと福知山ならではの体験で、旅のツーリング満載で、今後のツアーバーになりました。関係者の皆さんお世話を

なりまし

(一社)鹿児島県旅行業協会



受賞者と審査員の皆さん

第3回学生がつくる鹿児島県の着地型旅行プランコンペの実施

一般社団法人鹿児島県旅行業協会(会長・中間幹夫)で

は、「第3回学生がつくる鹿児島県の着地型旅行プランコンペ」を実施しました。本コンペは、平成28年3月17日に鹿児島アリーナ(鹿児島市)で開催された「第11回国内観光活性化フォーラム㏌かごしま」の関連イベントとして第1回が実施されたもので、その後、地元の子供たちに鹿児島県の観光素材の素晴らしさを認識する良い機会とし継続して実施しており、今回で第3回目となります。

本コンペでは、鹿児島県内在住の高校生以上で学校に在籍する生徒・学生を対象に、テーマを「教えてたくない地域の明治維新」など、若者の発想で斬新なアイデアに富んだ着地型旅行商品の企画を募集したところ、9作品の応募がありました。

この人と学ぶ鹿児島の明治維新(「岐阜かかみがはら航空宇宙博物館この春、リニューアルオープン。」)は、平成28年3月17日に鹿児島アリーナ(鹿児島市)で開催された「第11回国内観光活性化フォーラム㏌かごしま」の関連イベントとして第1回が実施されたもので、その後、地元の子供たちに鹿児島県の観光素材の素晴らしさを認識する良い機会とし継続して実施しており、今回で第3回目となります。

また、最優秀賞の作品については、実際にツアーバーを販売し催行が確定した場合は企画者を招待する副賞が贈られることとなっています。



岐阜かかみがはら航空宇宙博物館この春、リニューアルオープン。
人類の空・宇宙(そら)への憧れと挑戦の歴史を伝え、子どもたちに夢と感動を与える博物館として「岐阜かかみがはら航空宇宙博物館」愛称「宇宙博」(そらはく)がリニューアルオープンしました。展示面積約9,400平方メートルで国内最多となる43機の機体を展示。国内で唯一現存する戦闘機「飛燕」の実機の他、世界初の動力航空機「ライトフライヤー」、ISS(国際宇宙ステーション)日本実験棟「きぼう」、最新の探査機「はやぶさ2」の実物大模型など見どころが満載です。

空宇宙 検索

〒504-0924 各務原市下切町5丁目1番地 電話番号:058-386-8500

あしかがフラワーパーク

豪華絢爛な藤の饗宴や「あしかがフラワーパーク駅」開業で注目が集まる

全国的に有名な日本の藤園。栃木県足利市の「あしかがフラワーパーク」では4月中旬から樹齢150年、広さ1000mにわたり咲き誇る大藤棚をはじめ、うす紅、紫、白、黄色と順に移り変わる藤が楽しめ、絢爛豪華のひと言。夜は期間限定でライトアップされ幻想的な夜景も楽しめる。また、今年は19年ぶりに行政やJRグループによる「栃木デステイネーションキャンペーン」が開催。合わせて、あしかがフラワーパークより徒歩1分のところにJR両毛線「あしかがフラワーパーク駅」も開業。より気軽に足を運べるようになったのも魅力。

■交通のご案内 JR両毛線あしかがフラワーパーク駅より徒歩1分
住所 栃木県足利市追間町607
TEL 0284(91)4587
FAX 0284(91)4587
WEB <http://www.ashikaga.co.jp>

大藤棚
おみやげもの
レストラン

ゆったりしたサロンで感動の旅をお手伝い!

栃木県、埼玉県、群馬県、茨城県古河市、東京都エリアでのバスのご用命はお任せください。



お問い合わせ・お申込みは
いい旅、ふたたび
富士観光バス株式会社
TEL 0282-23-3113
FAX 0282-22-6110

この度、貸切バス事業者安全性評価認定制度において認定されました。これからもお客様に安全・安心の旅をお届けします。

検索

東京観光はもちろん、バスツアーなら

はとバス

安心と感動を笑顔にさせて…

大好評 運行中!!

コースのご予約は **TEL.03-3761-1100**
団体でのご利用は **TEL.03-5777-0695**
ホームページからの予約も受付中!
<https://www.hatobus.co.jp/> 株式会社はとバス

東京都知事登録旅行業第2-2379号
〒143-8512 東京都大田区平和島5-4-1

'O Sola mio オーワラミオ
2階建てオープントップバス
2階建てバスの屋根部分を切り取った
'O Sola mio(オーソラ・ミオ)が大好評運行中!!
車高3.8メートルから見る360度の景色は開放感があり、
風や木々の色づきなど季節を肌で感じることができます。
新しい東京がきっと見えてくる旅です!!

英語 中國語 韓国語 スペイン語 タイ語
フランス語 インドネシア語 ベトナム語

TOMODACHI GPS 8ヶ国語自動ガイドシステム
「TOMODACHI」
[オーソラ・ミオ]にはGPSによりバスの走行に合わせたリアルタイムな音声ガイド[TOMODACHI]で海外のお客さまにも東京観光をお楽しみいただけます。

http://facebook.com/hatobus
http://twitter.com/HATOBUS_JP

日本の原風景のなか、見る、遊ぶ、学ぶ

西湖いやしの里根場

昭和の時代にタイムスリップ。ゆっくり腰かけて、とびっきりの富士を望むこころ癒される空間。風景だけではなくいろいろな工芸体験もできます。また地元の料理や蕎麦のお食事、各種企画展も楽しむことができます。

■お問い合わせ 西湖いやしの里根場 〒401-0332 山梨県南都留郡富士河口湖町西湖根場 2710 TEL.0555-20-4677 FAX.0555-20-4678

主要旅行業者の旅行取扱状況速報 (平成29年11月・12月分)

■平成29年11月分

【海外旅行】

総取扱額は対前年同月比109.1%となった。シンガポール・台湾・欧州が好調であり、総取扱額は前年同月と比べ増加した。

【外国人旅行】

総取扱額は対前年同月比121.6%となった。韓国・中国・台湾・豪州からの訪日客の取扱いが好調であったことに加え、新規MICE案件の取扱いが多かったため、増加した。

【国内旅行】

総取扱額は対前年同月比103.2%となった。団体旅行において前年の反動減があったが、個人旅行(特に沖縄方面)は好調であったため、微増となった。

■平成29年12月分

【海外旅行】

総取扱額は対前年同月比104.4%となった。台湾・シンガポールへの旅行が好調であり、前年同月と比べ増加した。

【外国人旅行】

総取扱額は対前年同月比125.3%となった。韓国・中国・台湾からの訪日客の取扱いが好調であり、前年同月と比べ大幅に増加した。

【国内旅行】

総取扱額は対前年同月比97.7%となった。平成29年12月は3連休がなかったことから、多くの方面で前年同月を下回った。

【旅行会社からの聞き取り】

世界文化遺産「富士山」を「永く守る」「楽しく伝える」「広く交わる」「深く究める」

静岡県富士山世界遺産センター

2013年にユネスコの世界文化遺産に登録された「富士山―信仰の対象と芸術の源泉」を後世に守り伝えてくため富士宮市に「静岡県富士山世界遺産センター」が開館しました。富士ビノキを繊細に組み上げた木格子が覆う逆円錐形の展示棟が水盤に映ると富士山となる、華麗な外観が特徴的です。内部は全長193mのらせんストローブとなっており、壁面に投影される富士山の登山者目線の映像を観ながら登ることで、静岡県側の特色である海からの富士登山を擬似体験できます。最上階の展望ホールで富士山や周辺の景色を見た後は、スロープを降りながら常設展を通じて、富士山の歴史、文化、自然などを学ぶことができます。

撮影者:平井広行

外観(富士山本宮浅間大社の鳥居に接して設立)

アトリウム

登拝する山

映像シアター

聖なる山

料金 :一般 300円(团体200円)
※大学生以下、70歳以上は無料(要証明)
駐車場 :富士宮市営の神田川観光駐車場有料をご利用ください。
■交通のご案内 :JR身延線富士宮駅から徒歩8分。
■開館時間 :9時~17時(7~8月は18時)
※最終入館は閉館30分前
■料金 :一般 300円(团体200円)
※大学生以下、70歳以上は無料(要証明)
駐車場 :富士宮市営の神田川観光駐車場有料をご利用ください。
■交通のご案内 :JR身延線富士宮駅から徒歩8分。
■開館時間 :9時~17時(7~8月は18時)
※最終入館は閉館30分前
■料金 :一般 300円(团体200円)
※大学生以下、70歳以上は無料(要証明)
駐車場 :富士宮市営の神田川観光駐車場有料をご利用ください。
■交通のご案内 :JR身延線富士宮駅から徒歩8分。
■開館時間 :9時~17時(7~8月は18時)
※最終入館は閉館30分前



連載コラム…第7回

で考える旅行法務へのささやかなる接近

「未成年者と旅行契約締結の際は「同意書」の取得を」



服部 豊

(株)JAL/パックにて海外添乗員・販売・研修・人事・CS推進・海外支店勤務等の業務に約30年従事。平成7年旅行業法・同約款大改正時には当時の運輸省観光部にて約半年間直接法改正実務に携わる。最近の旅行業約款個別認可申請制度や苦情処理セミナー等の研修にあたり、ANTA-JATA共催の研修会・説明会等でも説明者・講師を担当した。

2018年度は、貴社とお客様との約束事である「旅行業約款」や「民法」につき、ANTAに寄せられる会員からの問合せやANTAが受けたトラブルの事例を通してその正しい理解と運用を考えてみたいと思います。そこで今回は、未成年者と旅行契約を結ぶ際の同意書の取得の必要性について、Q&A方式で述べてみたいと思います。

Q.1 未成年者と旅行契約を結ぶ際のトラブルで一番多いのはなんですか。

A.1

未成年者又はその法定代理人(通常は「親」であることから、以下「親」といいます。)から、未成年者が申込んでいた旅行が取消された場合に、旅行会社が所定の取消料を收受できるできないでめることが多いようです。

Q.2 旅行契約成立後に、未成年者本人又は親から旅行契約を結んだことを取消された場合、取消料はどう取扱うになりますか?

A.2

旅行会社が、旅行契約を結ぶ際に、未成年者の親から同意を取得していないときは、一定の場合を除き、旅行会社は、取消料を收受することはできず、旅行代金の全額を返還する必要があります。

Q.3 旅行会社が「親の同意」を取得していないときは、なぜ、取消料を收受できず旅行代金全額を返還しなければならないのでしょうか?これは、旅行会社が「親の同意」を取得していないときは、旅行契約自体が無効となるからですか?

A.3

(1)いいえ。募集型企画旅行契約の場合、旅行会社が未成年者から申込金を受理していれば、旅行会社が「親の同意」を取得しているいないにかかわらず、旅行契約は有効に成立しています。(2)しかし、旅行会社が「親の同意」を取得していない場合で、未成年者又は親が、旅行契約を結んだことを取消したときは、以下①から④の流れで民法の定めが適用となるため取消料を收受できないのです。では、その民法の定めと取消料を收受できない流れを見てみましょう。

①まず、未成年者が、旅行会社と旅行契約を結ぶ場合は、そのことに関し、未成年者の法定代理人(通常は「親」であるので、以下「親」といいます。)の同意を得なければなりません。(民法第5条第1項)

②次に、後述A8-(2)①~④の例外を除き、未成年者が「親の同意」なしに行なった法律行為(旅行契約を結んだこと)を未成

年者又は親は、民法で定めた一定の期間内に「取消す」ことができる「取消権」を持っています。そしてこの「取消権」を使って、未成年者又は親から取り消されると、ここで初めて旅行契約が無効になります。(民法第5条第2項、同120条第1項)

③そして、旅行契約が無効になると、今度は、未成年者と旅行会社は、お互いに「原状回復義務を負う」ことになります。(民法第545条第1項、民法第703条)

④なお、お互いに「原状回復義務を負う」ということは、旅行会社の場合、受け取った旅行代金全額を未成年者に返還しなければならず、このことから、旅行会社は、取消料の收受ができないのです。

⑤更に怖いのは、未成年者又は親は、旅行終了後でも、原則、未成年者が成人となった日から5年以内であれば、未成年者が行った法律行為(旅行契約を結んだ行為)を法律上、取消しすることができます。(民法第126条)

⑥すると、この場合の、双方の「原状回復義務」とは、上記③⑤の定めにより、旅行会社は、受け取っていた旅行代金全額の返還をしなければならないのに対し、未成年者の場合は、旅行契約が結ばれたことによって受けた利益(サービス)のうちで、現在残っている利益(サービス)部分だけを返還することでいいことになっています(民法第121条ただし書き)。したがって、未成年者は、結局は何の返還義務も負わないことになります。つまり、法律上、旅行会社側だけが一方的に莫大なリスクを負うことになるのです。

Q.4 取消料を收受できない等の旅行会社のリスクを回避するために、「親の同意」をもらっておくことの重要性については、よく理解できました。ところで、「親の同意」は必ず「同意書」という書面でなければだめですか?

A.4

(1)いいえ。重要なことは、「親の同意」を取得することであって、必ずしも「同意書」という書面をもらうことに固執する必要はありません。

(2)したがって、メールやFAXで「親の同意」を取得することでも構いません。また、書面での「親の同意」の取得が不可能であれば、電話等で親に連絡をして、口頭で「親の同意」を取得し、このことを旅行会社の記録に残すことでも構いません。

(3)ただ、口頭で、「親の同意」を取得する場合は、これがエビデンスとして残らないため、旅行会社は、「同意書」という書面で取得することを強くお勧めいたします。

この夏は、白馬遊びつくす

世界が憧れる山岳リゾート
HAKUBAに
注目の新スポット続々登場!



八方池 標高 2,060m

2018秋

HAKUBA MOUNTAIN HARBOR

日本でも希少な絶景"三段紅葉"が一望できる標高1289mの山頂テラスが岩岳にこの秋誕生。NYで人気のベーカリー「THE CITY BAKERY」もテラス内にオープン!

ACCESS | 電車▶北陸新幹線で東京から最短2時間51分(長野駅下車、特急バス利用)
車▶長野・糸魚川・安曇野ICから約60分! *アクセス情報は2018年2月現在

2018 8/1

Xtrem Adventures HAKUBA TSUGAIKE WOW!

全世界15カ国で人気!地上9mの空中自転車網渡りなど9種類のアクティビティが楽しめるフランス発のアドベンチャー施設がこの夏、梅池に日本初上陸!

料金等のお問合せ: 白馬観光開発株式会社 国内営業部 ☎0261-72-3150 www.nsd-hakuba.jp

八方尾根

神秘の池「八方池」を目指してトレッキング!
八方アルペンライン
運行期間: 6/2(土)~10/28(日)

白馬岩岳

色彩豊かなゆが咲き誇る「白馬岩岳ゆり園」
白馬岩岳マウンテンリゾート
夏季営業期間: 6/30(土)~8/26(日)
秋季営業期間: 9/22(土)~11/4(日)
※ゆり園は夏季のみ

梅池高原

天空の湿原「梅池自然園」でお気軽ハイキング!
梅池パノラマウェイ
運行期間: 6/1(金)~10/31(水)

ケーリー作りが見学&試食できる

八ヶ岳チーズケーキ工房

北杜市・小淵沢町

外観

店内

■ 交通	この案内、中央自動車道小淵沢ICより1分		
住所	〒408-0044		
FAX			
TEL	055-364-0430	TEL	055-364-0430
TEL	055-364-0430	TEL	055-364-0430
TEL	055-364-0430	TEL	055-364-0430
■ 駐車場	バス20台収容可能		
■ 営業時間	8時～17時 年中無休		
■ お問い合わせ	【施設情報】チーズケーキ工房、地域の名産品 が揃うお土産処、ほうとうとチーズケーキが味わえるお食事処、ギャラリー等があります。 【駐車場】バス20台収容可能		

越前かにめし

1,250円(税込)

珍味として喜ばれるセイコガニの卵巣・みそをほぐして炊き込んだご飯に、紅ズワイガニのほぐし身とズワイガニのコロ肉を敷き詰めました。番匠の看板駄弁。全国駄弁人気ランクインで常に上位に入る人気商品です。

越前朝倉物語

1,380円(税込)

「越前朝倉物語」は、越前國(福井県)の戦国武将・朝倉義景が、のちの將軍・足利義昭の元服を祝い、宴の席でふるました駄弁を現代に再現した駄弁です。

■ 住所

福井県福井市高木中央3丁目507

■ FAX

0776(57)0870

■ WEB

<http://www.banjyo.jp/>

創業110余年、福井県福井市に本社を置く番匠本店は、JR北陸本線の名物駄弁「越前かにめし」のほか、地場の食材にこだわった駄弁や楽しい行楽用の仕出し弁当、四季折々のお惣菜など北陸福井の味を全国に発信。また、福井県版HACCP対応の最新鋭工場と高度な品質管理体制を整え、お客様の安心や健康を真剣に追求しています。

明治35年創業。越前かにめしの老舗

番匠本店

福井県・福井市

【未成年者参加同意書の作成例】

年　月　日

御中

同 意 書

私は、未成年者である下記旅行者の法定代理人（親権者代表）として
下記旅行者が貴社と旅行契約を締結することに同意いたします。

記

1. 旅行者氏名：_____

2. 旅行者住所：〒_____

3. 旅行期間： 年　月　日から　年　月　日まで

4. 旅行目的地：_____

法定代理人（親権者代表）

印

電話 () _____

以上

前頁より

Q.5 先程から「親の同意」とありますかがこれは「両親の同意」ということですか？

A.5

- (1) その通りです。民法では「未成年者の法定代理人の同意」が必要だとあります（民法第5条第1項）。そして「法定代理人」とは、民法の定めでは、「a. 親権者、b. 未成年後見人」のことをいいます。
(2) 更に「親権者」とは、通常「両親」のことを指しますから、結局「親の同意」とは「両親の同意」ということになります。

Q.6 父子家庭もしくは母子家庭の未成年者の場合、又は、両親とも存在していない未成年者の場合は、誰から同意を取得すればいいのですか？

A.6

- (1) 親権者が父子家庭又は母子家庭の場合、その父又は母から同意を取得することになり、同意書には「親権者（父）：全国太郎」又は「親権者（母）：全国花子（母）」と書いてもらえばいいでしょう。
(2) また、親権者が両親であり、父母のどちらかのみが同意をした場合、同意をした親の同意書を取得することになります。同意書には「親権者（代表）：全国太郎」又は「親権者（代表）：全国花子」と書いてもらえばいいでしょう。
(3) 両親とも存在していない未成年者の場合には、家庭裁判所が選任した「未成年者後見人」がいますので、その方から同意を取得することになります。同意書には「法定代理人：後見太郎」と書いてもらえばいいでしょう。

※27頁に未成年者の参加同意書の作成例を掲載しております。ご参考してください。

Q.7 未成年者が旅行会社に自分の年齢を偽って成年者として旅行契約が結ばれたことが判明しました。この未成年者又は親から取消されたとき、旅行会社は「取消料」を收受することはできますか？

A.7

- (1) できます。なぜなら、未成年者が自分の年令を偽って成年者であると旅行会社に思わせて、旅行契約を結んだ場合、このような未成年者まで保護する必要がないものとして、民法は、この未成年者又は親に対して「取消権」を与えています。（民法第21条）
(2) したがって、この未成年者は民法の定めで与えられている「取消権」を使って取消したのではなく、約款の規定にしたがって、旅行契約を解除したことになります（標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第16条第1項）、旅行会社は取消料を收受することができるのです。

Q.8 旅行会社が「親の同意」を取得していない場合、未成年者や親の「取消権」がなくなる場合とは、**A.7**以外にどんなことがありますか？

A.8

以下の場合にも、未成年者又は親の「取消権」はなくなります。つ



まり、旅行契約の解除があったものとして、未成年者には、約款の規定が適用になり、旅行会社は取消料を收受することができます。

- ①未成年者が、婚姻（経験）者であるとき（民法第753条）
- ②未成年者が成年者だと偽ったり、未成年者が勝手に「同意書」に親権者のサインを書いたとき。（民法第21条）
- ③親が旅行代金を支払ったときや親が未成年者に旅行代金を渡したとき。（民法第5条第3項）
- ④社会人の未成年者が自分で稼いだ金で旅行代金を支払ったとき（民法第6条）

なお、実務上、上記の①～④の全ての場合、これを旅行会社が証明することは容易ではないことから、旅行会社が未成年者と旅行契約を結ぶときは、常に「親の同意」については「同意書」という書面での取得をすることが無難です。

Q.9 旅行会社が「同意書」を取得していない場合における以下の事例についても教えてください。

- (1) 【Aの例】学生のクラブ合宿（受注型企画旅行）で幹事の学生（契約責任者）18歳で、その他の参加者（構成者）の年齢が19歳、20歳、21歳であった場合、この受注型企画旅行契約を学生側の理由で契約責任者を通じてキャンセルされた場合は、「取消料」を支払う必要がありますか？
(2) 【Bの例】同、幹事の学生（契約責任者）が20歳で、その他の参加者（構成者）の年齢が19歳、20歳、21歳）の場合はどうなりますか？

A.9

- (1) まず、契約責任者（18歳）を通じて、旅行契約が成立又は解除されても、成立した（解除された）旅行契約は、「旅行者個人」と「旅行業者」間で成立（解除）したことになりますので、本例の場合「旅行契約」の数は4つ存在することになります。
(2) そして、取消料の取扱いは以下のようになります。
【Aの例】では、幹事の学生（18歳）と19歳の学生は、契約責任者（18歳）を通じて、親の同意がないときに発生する未成年者が持つ「取消権」を使って2つの旅行契約が取消されたことになります。したがって、旅行会社は2人の未成年者からは取消料を收受することはできません。

【Bの例】では、幹事の学生（20歳）を通じて、3人の成年者である場合は、それぞれ、約款を適用して解除されたことになるので、3人の成年者からは、取消料の収受ができます。しかし、未成年者の旅行契約は、契約責任者によって、親の同意がないときに発生する未成年者が持つ「取消権」を使って1つの旅行契約が取消されたことになります。したがって、旅行会社は1人の未成年者からは取消料を收受することはできません。

第47回 COLUMN

添乗からのメッセージ

気になる観光資源⑦

(アモイ) 中国・廈門から行く世界遺産

庄司 正昭
(しょうじ まさあき)



国士館大学 21世紀アジア学部教員。旅行業者・添乗員派遣会社等に勤務。添乗回数は海外国内を合わせ400回を超える。

「アメリカがミサイル基地と間違って、有名になった家とは何ですか?」

「世界一ピアノの普及率が高いといわれる島はどこですか?」

いずれも中国の世界遺産講義でよく使われる質問です。

正解は「客家(ハッカ = 漢民族のひとつ)が造った「福建土楼」と「コロンス島」。

日本からのゲート・ウェイは廈門になります。廈門は1979年に経済特区に指定されていて、日本からも直行便が飛び、多くの企業が進出しています。年間平均気温21度の温暖な港です。

今回はそんな廈門から行く世界遺産とその添乗注意点を確認してみます。



福建土樓



コロンス島内の静かなストリート

客家

客家とはどのような民族でしょうか?

もともとは漢民族のひとつとされ、戦乱を逃れて中国北部・黄河流域から南部へ移住してきた民族で、おもに廣東、福建、江西省の境界の山岳部に住む人々のことです。

台湾では桃園地域にも居住しています。土着の先住民から客家と呼ばれ、外

来の移住者に対する呼び方で、「よそから来た人」を意味します。

ガイドによると、客家の人々が生き残るために力を入れたのが「住居 =

土楼」「教育」「料理」です。

もともと優秀だった客家の人々は、強い人間と民族の結びつきを生み出すのは教育と考え、教育にお金をかけ、学校をたくさん建てたと言われます。

そして、強い肉体を生み出す料理のメインはおかゆ、干し野菜(高菜の葉、たけのこ、しいたけ等)でしたが、味は塩分を強くしました。民族として移動を繰り返したため、食物を腐りにくく、携帯しやすくなる

目的です。

また、客家の料理は動物性の脂をよく使い、豚、牛の肉は高級品で食べられなかったので、せめて脂で動物性の栄養を摂取してきました。

このような生活の中から客家は大富豪を輩出するようになり、「東洋のユダヤ人」と呼ばれるようになりました。今でも中国人社会に大きな力を持つといわれています。



客家の料理

土 楼

客家の人々の造った家が土楼(=おもに土と木でできた建物)です。

戦いを逃れて中国南部へ移動してきた客家が、外敵から身を守るための要塞であり、また、一族の結束を強めるために造った城壁でもあります。

福建省の亜熱帯気候特有の蒸し暑さをしのぐためには、土楼がたいへん向いていて、耐火性も優れているそうです。

土楼の外観は円形、楕円形などさまざまな形がありますが、内部は開放的な空間になっています。

広い中庭には井戸や雨を抜く穴があり、ぐるりと囲むように瓦屋根の木造家屋が二重三重とつくられています。構造は一般的に1階が台所、2階が食料を貯蔵するところ、3階から上が居住空間となります。今でも人が住んでいる現役の住宅です。



客家のおじさん



土楼内の井戸

岡山県・津山市 勝田交通株式会社

岡山の貸切バスの旅はお任せください



■ 住所 : 〒708-0002
岡山県津山市上河原207-5
TEL 0868(22)1234
FAX 0868(23)0110
WEB: <http://katsuta.ptu.jp/>

岡山県津山市にあるバス・タクシー・旅行業の会社です。
岡山空港と地元(津山市)を結ぶ乗合タクシーを始め、地域密着型企業の強みを活かして、安全・安心で快適な岡山の旅をお約束します。



■ 入館料
一般 / 350円 小中高校生 / 150円
※団体料金 (20名以上) 一般 / 300円 小中高校生 / 100円
■ 交通のご案内 JR山陰本線仙崎駅から徒歩5分
■ 駐車場
■ 開館時間 9時~17時(入館は16時30分まで)
■ 入館日 12月29日~1月1日
■ 山口県長門市仙崎1308
TEL 0837(26)5155
FAX 0837(26)5166
WEB: <http://www.city.nagato.yamaguchi.jp/misuzu/>

山口県・長門市 金子みすゞ記念館

童謡詩人「金子みすゞ」の実家跡に記念館を開設

代表作「私と小鳥と鈴と」「大漁」など、小学校の教科書にも掲載され、西條八十から「若き童謡詩人の中の巨星」と賞賛された童謡詩人・金子みすゞの記念館。3冊の遺稿集(複製)をはじめ、当時の雑誌や関連資料の展示により金子みすゞの生涯と童謡の世界が紹介されています。子供からお年寄りまで3世代でお楽しみいただけます。

兵庫県・神戸市 神戸牛を扱つて百三十余年!

全席鉄板目の前にしたお席で、最高のステーキをシェフが丁寧に焼き上げます。

神戸牛を筆頭に神戸牛の素牛である但馬牛の血統を強くひくモーリヤ巖選牛もおすすめです。三宮店の階下にロイヤルモーリヤ、徒歩で30秒の所に本店がございます。



■ 営業時間 8時~16時 ■ 定休日 年中無休
■ 営業時間 11時~15時 ■ ディナー 15時~22時(21時LO)
■ 住所 〒650-0012
兵庫県神戸市中央区北長狭通1丁目9-9 第一岸ビル3F
■ 交通のご案内 JR三宮駅より徒歩3分
阪急神戸三宮駅西口よりお車で約8分
■ 設施内容 座席40席
■ 営業時間 ランチコース 3,700円~15,800円
ランチコース 5,500円~16,400円
■ ディナー コース
■ お料理 ランチコース 3,700円~15,800円
ランチコース 5,500円~16,400円
■ FAX 06(6561)7766
■ WEB <http://www.bentou.jp>

岡山県・津山市 岡山交通株式会社

岡山県津山市にあるバス・タクシー・旅行業の会社です。

岡山空港と地元(津山市)を結ぶ乗合タクシーを始め、地域密着型企業の強みを活かして、安全・安心で快適な岡山の旅をお約束します。



■ 住所 : 〒708-0002
岡山県津山市上河原207-5
TEL 0868(22)1234
FAX 0868(23)0110
WEB: <http://www.mouriyama.co.jp>

岡山県津山市にあるバス・タクシー・旅行業の会社です。
岡山空港と地元(津山市)を結ぶ乗合タクシーを始め、地域密着型企業の強みを活かして、安全・安心で快適な岡山の旅をお約束します。

岡山県・津山市 金子みすゞ記念館

童謡詩人「金子みすゞ」の実家跡に記念館を開設

代表作「私と小鳥と鈴と」「大漁」など、小学校の教科書にも掲載され、西條八十から「若き童謡詩人の中の巨星」と賞賛された童謡詩人・金子みすゞの記念館。3冊の遺稿集(複製)をはじめ、当時の雑誌や関連資料の展示により金子みすゞの生涯と童謡の世界が紹介されています。子供からお年寄りまで3世代でお楽しみいただけます。



■ 住所 : 〒708-0002
岡山県津山市上河原207-5
TEL 0868(22)1234
FAX 0868(23)0110
WEB: <http://www.city.nagato.yamaguchi.jp/misuzu/>

大阪府・大阪市 手作り料理 れんが亭

行楽弁当がうだりの京風弁当「おばんざい」まで

仕出し弁当をはじめお花見などの行楽弁当、会議用のお弁当、運動会、などスポーツ祭の行事用のお弁当、法事、法要など慶弔用の会席のお弁当も賜ります。また、当店のこだわり弁当として四季折々の旬の食材を使つた女性に人気の京風弁当「おばんざい」シリーズも好評です。



■ 営業時間 8時~16時 ■ 営業時間 11時~15時 ■ ディナー 15時~22時(21時LO)
■ 住所 〒556-0022
大阪府大阪市浪速区桜川3-5-16
フリーダイヤル 0120(377)668
TEL 06(6561)7766
FAX 06(6561)7766
WEB: <http://www.bentou.jp>

大阪府・大阪市 手作り料理 れんが亭

行楽弁当がうだりの京風弁当「おばんざい」まで

仕出し弁当をはじめお花見などの行楽弁当、会議用のお弁当、運動会、などスポーツ祭の行事用のお弁当、法事、法要など慶弔用の会席のお弁当も賜ります。また、当店のこだわり弁当として四季折々の旬の食材を使つた女性に人気の京風弁当「おばんざい」シリーズも好評です。



■ 営業時間 8時~16時 ■ 営業時間 11時~15時 ■ ディナー 15時~22時(21時LO)
■ 住所 〒556-0022
大阪府大阪市浪速区桜川3-5-16
フリーダイヤル 0120(377)668
TEL 06(6561)7766
FAX 06(6561)7766
WEB: <http://www.bentou.jp>

アステイとくしまのイベントは盛りだくさん

アステイおどりひろば

徳島県・徳島市

■開催日時…平成30年8月12日(日)～15日(水)

■開催時間…①11時～12時 ②14時～15時

■入場…無料

●主催…徳島県・(財)徳島県観光協会
●問合先…088-(624)5111
●WEB…<http://www.asty-tokushima.jp>

阿波踊りの有名連2連が日替わりで出演、お客様も一緒に踊つていただけるレッスンや踊り子との記念撮影、踊り衣装の着付体験(有料)もあります。車イスやベビーカーでの入場も可能です。

■開催日時…平成30年8月12日(日)～15日(水)

■開催時間…①11時～12時 ②14時～15時

■入場…無料

博多の郷土料理を今に伝える老舗

福岡県・博多区

大正十五年に中洲で創業以来、ご当地の味を守り続けてきました。

玄海の活きた海の幸、新鮮な山の幸を豪快に焼く「博多石焼」や、作家・夢野久作も愛した昔ながらのすき焼き「久作鍋」など地元の銘酒や焼酎とともに、心ゆくまでお楽しみください。

■開催日時…平成30年1月2日(金)～16時～21時、3日(土)～10時～16時(時間は予定です)

■開催場所…徳島県立産業観光交流センター(アステイとくしま)

■住所…徳島県徳島市山城町東浜傍示1番地1

■駐車場…大型バス無料

■普通自動車…1日1回200円(534台収容)

●主催…徳島県・(財)徳島県観光協会
●問合先…088-(624)5111
●WEB…<http://www.asty-tokushima.jp>

「阿波おどり大絵巻」と題した、粧を極めた阿波おどりの演出と踊り体験をはじめ、全国阿波おどりコンテスト、阿波人形浄瑠璃など多彩なステージイベントを開催。徳島県の海山里の幸を生かした特産品や地酒などの販売コーナー、徳島ラーメンやB級グルメなどのグルメコーナー、LED工作や藍染め、大谷焼作陶、手漉き和紙などの体験コーナーもあり、ご家族そろってお楽しみいただけます。

■開催日時…平成30年1月2日(金)～16時～21時、3日(土)～10時～16時(時間は予定です)

■開催場所…徳島県立産業観光交流センター(アステイとくしま)

■住所…徳島県徳島市山城町東浜傍示1番地1

■駐車場…大型バス無料

■普通自動車…1日1回200円(534台収容)

日常を離れ、四季折々の自然と温泉の寛ぎを味わう癒しの宿

熊本県・黒川温泉

湯峡の響き 優彩

筑後川の源流沿いに建つ和風旅館。四季折々に変化する大自然の中でどこにもないとびつきりの湯絵ををお楽しみ下さい。

■料金
1泊2食・サ・税込(大人1名)
1室名 16,950円 17,950円
1室4名 16,950円 17,950円
1室3名 16,950円 17,950円
1室2名 19,050円 20,050円

●お部屋…和室が中心ですが洋室、露天風呂付特別室の他、超人気の別館「灯小路」につづき、本館「灯小路」がオーブンいたしました。
●チェックイン…15時 チェックアウト…10時
●TEL…092-(291)6331
●FAX…092-(271)5583
●WEB…<http://www.osakaya-15.com/>

「お料理」石焼料理2700円、会席料理3980円、その他活造り、旬の品料理、博多の郷土料理などを取り揃えています。
【施設】最大120名様位まで収容可能な大広間もあり、また個室イーステーブルでのご予約も可能。
【営業時間】平日 11時～30分、17時～22時(LO 21時30分) 定休日 土日祝 年中無休(年末年始、お盆は休み)
【交通のご案内】市営地下鉄中洲川端駅より徒歩2分。
福岡空港より車で約20分、博多駅より車で約10分。
●住所…〒810-0805 福岡県福岡市博多区中洲5-3-16
●TEL…092-(291)6331
●FAX…092-(271)5583
●WEB…<http://www.osakaya-15.com/>



にはこの事を前もって伝えておいたほうがよいでしょう。

コロンス島内の住民は約25,000人、1842年の南京条約による開港後、イギリス、フランス、ドイツ、スペインなどが領事館、会社を設立(共同租界地)したため、今も西洋風の建物やカフェが残り、「万国建築博物館」と呼ばれています。島内ではガソリン車の使用が禁止され、観光は徒歩と電気自動車が基本になります。また、単位面積あたりのピアノ保有台数は中国一と言われ、ピアノ博物館では歴史ある代表的なピアノが展示されています。



ピアノ博物館がある菽莊花園(じゅくそうかえん)は、1913年に台湾の著名な富豪の別荘として造成されたもので、一番のみどころは「四十四橋」です。海の上に浮かぶ橋をイメージして造られたもので、満潮時には「波の上を歩いているようだ」といわれています。



2017年7月にコロンス島が世界遺産に登録された時、「どこが優れていて唯一無二なのか?」と正直思いましたが、今回改めて訪れてみて、その魅力に納得しました。

中国の一画にいふことは思えない洋館、住宅街から聞こえてくるピアノの音色、観光客を避けて通りを1本奥に入ったときに耳に入る鳥のさえずりなど、甘い亜熱帯の風を感じさせ、ブーゲンビリアや道を跨ぐほどの緑のガジュマルが私たちを迎えてくれます。



平成30年2月・3月 正会員退会者

● 平成30年2月分

登録番号	名称	代表者	登録番号	名称	代表者
北海道 3-713	福旅旅行(株)	和田 和子	静岡県 3-512	(株)アクティブウェディングジュノウ	稻永 弘隆
岩手県 3-222	(株)ふるさと交通	藤村 勉	愛知県 2-355	六ツ美観光サービス	榎原 忠祥
茨城県 2-616	(株)NAKA	中川 建夫	愛知県 3-914	(株)ワールドカプラ	氷上 一成
埼玉県 3-1046	(株)マイトラベル	角谷 正男	愛知県 3-1279	ビビクリエイティブセンター(有)	山本 俊之
東京都 3-553	城西観光社	横山 清二	大阪府 3-1968	大阪観光社	岡野 和俊
東京都 3-5993	サミートラベル(株)	葛原 稔子	兵庫県 3-446	(有)大誠商事	大野 誠
東京都 3-6960	金城国際(株)	金城 正博	島根県 3-44	(有)くにびき旅行	黒崎 光則
山梨県 3-153	(有)中日本トラベル	角田 尚也	香川県 3-144	(株)サヌキトラベル	川上 光俊
長野県 2-508	中央タクシー(株)	宇都宮 司	香川県 3-176	(株)ツアーネット	武内 政敏
静岡県 3-129	MP(株)	野々山加苗			

● 平成30年3月分

登録番号	名称	代表者	登録番号	名称	代表者
茨城県 2-332	(有)鶴観光	鶴町 英恵	新潟県 2-327	愛宕商事(株)	高橋 秀之
茨城県 2-468	田山観光バス(株)	田山 勝博	新潟県 地-384	(一社)佐渡地域観光交流ネットワーク	足立 俊裕
栃木県 2-116	ファミリー観光(有)	佐藤 知治	富山県 3-47	(株)黒部観光	上田 芳正
群馬県 3-322	(有)トラベルステーション	高月 知穂	富山県 3-120	三恵ツーリスト	中村 嗣男
群馬県 3-440	(有)ヒューマンステージ	井野 正康	静岡県 2-546	(株)クローバー・アシスト	橋本 勝彦
埼玉県 3-289	住友観光	佐藤 禮子	愛知県 2-264	尾張観光旅行社	平松 信之
埼玉県 3-1026	彩旅行センター	本澤 隆夫	愛知県 3-853	中日本江南観光サービス(株)	黒田寿美子
埼玉県 3-1162	健康ブランド(株)	杉山 正和	愛知県 3-1388	バスクルジャパン(株)	加藤 正明
千葉県 3-313	(株)トラベルエース	猪野 忠就	愛知県 3-1404	(株)栄佳	中野 志麻
千葉県 2-517	ニュー松戸観光バス(株)	藤野 一郎	三重県 3-278	(有)ツーリスト宝島	黒川 幸充
東京都 2-4823	(株)小岩ツーリスト	樽矢 憲治	兵庫県 3-546	(株)ユラク	伊藤 清範
東京都 3-5448	ブルーウイングツアーズ	青木 利夫	兵庫県 3-695	あすか観光	谷脇 裕子
東京都 3-5923	全觀自動車交通(株)	入口 哲也	和歌山県 3-196	太平観光	虫野 哲史
東京都 3-6677	(株)プロンプト	中村知英子	和歌山県 3-223	ツアーテック海南	岩崎 育
東京都 3-7158	タイム旅行商会	風間 幸子	徳島県 地-154	(NPO)徳島ツーリズム協会	黒田 忠良
東京都 3-7184	(株)旅孝行	大淵 康裕	熊本県 3-215	(有)トップトラベル・九州	田丸 敏博
東京都 2-7344	(株)Amazing Sports Lab Japan	濱田 満	沖縄県 3-318	(株)NS企画	諸見里安史
神奈川県 3-327	(有)新栄観光	塗師 直之			

平成30年2月・3月 正会員入会者

● 平成30年2月分

登録日 入会日	登録番号	名称	代表者
H30.02.02	北海道 3-733	東邦交通(株)	今井 一彦
H30.02.15			
H30.02.02	北海道 3-734	総合ケアサービス(有)	福島 誠一
H30.02.14			
H30.02.14	北海道 2-735	(株)富良野物産観光公社	藤田 均
H30.02.16			
H30.02.14	北海道 2-736	(株)Arrangement Service	北村 智未
H30.02.16			
H30.02.06	茨城県 3-648	鶴観光	鶴町 勝利
H30.02.14			
H30.02.01	埼玉県 3-1219	(株)和光観光サービス	佐藤二三江
H30.02.13			
H30.02.01	埼玉県 3-1220	サミサエ(株)	ケンチヨウ ベニー
H30.02.09			
H30.02.08	東京都 2-7515	(公財)ハーモニィセンター	大野 重男
H30.02.14			
H30.02.15	東京都 2-7519	(株)ピックライセンス	吉村 充司
H30.02.26			
H30.02.22	東京都 3-7520	(株)KIZUNA	汪 洋
H30.02.28			
H30.02.15	東京都 2-7521	(株)WAKUWAKU	亀川 弘晃
H30.02.15			
H30.02.22	東京都 2-7524	(株)安全運転教育協議会	齋藤 俊介
H30.02.08			
H30.02.16	神奈川県 2-1111	スポーツコミュニティ(株)	中村 伸人
H30.02.08			
H30.02.21	新潟県 地-416	(一社)阿賀町観光協会	齋藤 吉平
H30.02.07			
H30.02.08	大阪府 3-2926	(株)A&Eトラベルサービス	須賀 治郎
H30.02.08			
H30.02.08	大阪府 3-2927	西日本高速道路ビジネスサポート(株)	畠村 雄二
H30.02.08			
H30.02.01	兵庫県 3-754	漢和源(株)	陳 托
H30.02.21			
H30.02.21	福岡県 2-887	(株)ハラショー観光	原口 典道
H30.02.21			
H30.01.30	沖縄県 3-398	Ageshio Japan(株)	上田健次郎
H30.02.05			

● 平成30年3月分

登録日 入会日	登録番号	名称	代表者
H30.03.22	北海道 2-737	時計台バス(株)	木村 高庸
H30.03.26			
H30.03.26	千葉県 地-989	(一社)銚子市観光協会	吉原 正巳
H30.03.27			
H29.10.12	東京都 2-7443	(株)東京工学院テクノラボ	田中 健児
H30.03.22			
H30.03.02	神奈川県 3-1112	(株)ライフサポート	鈴木 正士
H30.03.02			
H30.03.28	静岡県 2-662	(一社)東伊豆町観光協会	定居 康夫
H30.03.28			
H28.03.17	京都府 3-671	アイトラベル プランニング	井上 明
H30.03.22			
S52.06.01	大阪府 2-2922	(株)新日本旅行	中橋 仁史
H30.03.22			
H30.02.27	大阪府 3-2929	(株)EGSインターナショナル	金丸 晃久
H30.03.08			
H30.03.14	鳥取県 2-80	(一社)麒麟のまち観光局	宮崎 正彦
H30.03.19			
H30.03.19	岡山県 3-396	(株)ほけんプラス	大西 秀樹
H30.03.19			
H30.03.12	岡山県 地-397	(株)kibily	新免 琢弥
H30.03.16			
H30.03.12	徳島県 3-162	(一社)ツーリズム徳島	黒田 忠良
H30.03.15			
H30.03.13	香川県 2-250	(公社)香川県観光協会	三矢 昌洋
H30.03.15			
H30.02.22	高知県 3-127	(株)ケージェイ	三谷 博己
H30.03.13			
H30.03.08	長崎県 地-194	(合同)ビーコンつしま	佐藤 雄二
H30.03.15			
H29.12.20	熊本県 3-262	あそ熊本ツーリスト	堤田 賢悟
H30.03.22			
H30.02.22	沖縄県 3-399	KOS(株)	楊 蕙禎
H30.03.01			
H30.02.15	東京都 3-7518※	ブルーウイングツアーズ	青木 華惠
S59.11.15			
H30.03.15	兵庫県 3-756※	あすか観光バス(合同)	谷脇 裕子
H25.07.18			

登録番号の※印は当協会制度による「会員資格継続」を、地は「地域限定旅行業」を示す。「名称」の(公財)は公益財団法人、(一社)は一般社団法人、(合同)は合同会社の略称を示す。



<全旅より新しいサービスのお知らせ>

対面型カード決済サービス

対面決済で
ご利用可能!!

全旅ペイメント × Airペイ



必要なのは iPad または iPhone と
専用カードリーダー だけ

おトクでカンタン、気軽に導入できます

※加盟店契約は、決済サービス「Airペイ」を提供する
株式会社リクルートライフスタイルとの契約になります。

メリット
1

決済手数料は業界最安水準^{※2}



1.45%^{※1}



3.74%

※1 決済手数料1.45%はVisa、Mastercardのみとなります。 ※2 2017年4月1日時点

メリット
2

振込手数料・月額利用料

無料

※初期費用として、専用カードリーダー代19,800円が
必要となります。

※iPadまたはiPhoneは、お客さまにてご用意いただきます。

メリット
3

最新のセキュリティで 安心・安全

読み取ったカード情報は、暗号化され
iPadまたはiPhone、専用カードリーダーに残らないため、
安心・安全な取引が可能です。

お申込み内容に不備がない場合、審査結果のメール通知まで3週間程度の期間が必要となります。

また、メール通知後、1週間程度で専用カードリーダーを配送いたします。

※目安の期間となりますので、審査状況、配送状況、およびカード会社の事情により、さらにお時間がかかる可能性がございます。

お申込み
お問合せ



株式会社 全旅 〒104-0061 東京都中央区銀座1-15-4 銀座一丁目ビル6F
TEL.03-5250-7856 (9:00~17:30 / 土・日・祝 休み)



100%全額保証、安心のネットワーク

全旅クーポン会 入会のご案内

全国約11,300軒の受入施設へご送客できます！

全旅クーポンは、加盟受入施設への100%全額保証の信頼性をバックに、全国約6,700軒の加盟受入施設にご送客できます。（未加盟施設を合わせると約11,300軒へご送客可能）

東京ディズニーリゾート、ユニバーサル・スタジオ・ジャパン、ハウステンボス、東京スカイツリー、あべのハルカス、東京タワー等、有名観光施設、ルートインホテルズ、ドーミーイン等、チェーン展開の宿泊施設へもご送客できます。

全旅クーポンはWEB上のシステム【ANTA-NET（アンタ・ネット）】からの発券です。簡単な操作で見栄えも良く、煩わしい発券報告も不要です。

※TDRチケットの販売につきまして、海外における販売及び海外への卸販売は不可の為、国内販売のみのお取扱いとなります。

精算にかかる経費・手間・時間、全旅クーポンが解決します！

ご精算は、毎月21日～翌月20日発券分を一括請求し、お支払いは翌々月20日となります。

（株）全旅へ月に一度お支払いただけですので、受入施設毎に掛かっていた事務処理の軽減、振込手数料等、経費の削減が図れます。

シンプルにスタート！特別な機器は不要です！

全旅クーポンのご利用にあたり、特別な機器は不要。インストールキット等もございません。
パソコン・プリンター・A4コピー用紙・インターネットに繋がる環境があればご利用可能です。

まずはご入会を

正会員・準会員比較（概要）

	入会条件	入会金	預託保証金	月次発券限度額	連帯保証人	発券保証料
正会員	開業から1年以上	5万円	20万円～300万円	預託保証金の10倍	原則代表者1名	券面金額の0.4%
準会員	開業から1年未満可	5万円	不 要	100万円（固定）	原則代表者1名	券面金額の1.98%

※全旅クーポン会入会から1年間は、保証金200万円/月次発券限度額2,000万円が上限となります。（準会員からの移行は除く）

※ 加盟受入施設への100%保証を実施している為、ご入会には審査を実施させていただいております。

※ 年会費・月額使用料はございません。クーポン発券毎に保証料を徴収させていただいております。

※ 正会員については連帯保証人なしの設定も可能です。その場合、銀行保証の設定または保証金のみの預託をいただき、月次発券限度額は、銀行保証取付額または預託保証金の1/2相当額となります。尚、発券保証料は不要となります。

全旅クーポン会にご入会いただきますと、
(株)日本旅行販売予約システム【aLINE】の商品が
全旅クーポンで精算可能です!!

保証金
不 要

精算
月1回
(後払い)

ノルマ
なし

クーポン会員様と(株)日本旅行様との提携契約を全旅が代理して締結致します。

(株)日本旅行様への保証金が不要、ノルマもありません。

(株)日本旅行様へのお支払は全旅クーポンで行いますので、精算は月1回です。（毎月20締め／翌月20日払い）

全旅クーポン会員特別料金でご利用可能

通常は、
初期導入費：1台目 10,000円（税別）
2台目～ 5,000円（税別）
利用料：月々 5,000円（税別）

全旅クーポン会員特別料金
初期導入費：1台につき5,000円（税別）

利用料：月々2,000円（税別）

お問い合わせ
資料ご請求先

株式会社 全旅 クーポン事業部 (一社) 全国旅行業協会 事務受託会社
TEL03-5250-2088 FAX03-5250-2085 E-mail coupon@zenryo.co.jp

機内、車内すぐに役立つ

ギブアウエイ ギブアウエイ

軽い!

安い!



E-15
200足/CTN(白)

★見本品請求歓迎!★



いつでも清潔【ビニール袋入り】

特殊スリッパ専門メーカー
スル・イン・タ・ナショナル・サービス

〒190-0022 東京都立川市錦町6-28-33
TEL042-524-1227 FAX042-524-1622

購入申し込み
フリーダイヤル

スリッパを は く よ
0120-380-894
<http://www.throne.co.jp>
E-mail:tis@throne.co.jp

当選者5名様 にクオカードが当たる!

パズルでひと息

- タテのカギ
①双子の漫画家の妹さんのほう、「戦国月夜」。
②夜の○○ぎつね。
③mark something out
④ほしく思う。願い求める。
⑤色ナンバー#743366。
- ヨコのカギ
⑥○○をうる。一のちのち自分の立場を有利にしたり利益を得たりする目的で人を助ける。
⑦水兵リーベ○の船—元素記号の覚え方
⑧立川志らくは談志の○○。
⑨ある特定の範囲において使われる単語の総体。
⑩他人のごまかしや悪事の証拠などを押さえる—「犯人の○○○○○○○」
⑪angling
⑫蛙の○○に小便。
⑬いといしとしと思う心。
⑭川上の○○○○椿○○○○に見れども飽かず巨勢の春野は一春日蔵首老
⑮さらばなり○○の下にてわれ待たむ—東条英機
⑯僧侶の衣服。
⑰ジャベリン—missile weapon.

黒太杵に入る字の順序を考え、答えを見つけてください。
【ヒント】のどかな気分です。

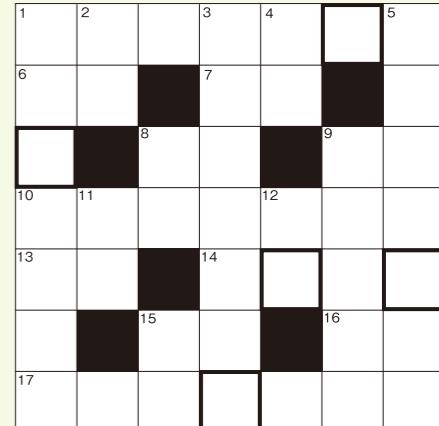


ハナミズキ



プレゼント

ハガキに答えと会社住所・社名・氏名・所属支部・旅行業登録番号・本誌の感想を書いて、お送り下さい。〒107-0052 東京都港区赤坂4-2-19 赤坂シャンティーストビル3F 全国旅行業協会「パズル」係 正解者の中から抽選で5名の方にクオカード千円分を差し上げます。締め切りは、6月25日。商品の発送をもって発表にかえさせていただきます。なお、正解は次号に掲載します。



1	フ	ク	ザ	ワ	ユ	キ	チ
2	ク	ロ	メ	ガ	チ		テ
3	ザ	ツ		ナ		ウ	キ
4	ツ	グ	ノ	ハ	ダ	レ	カ
5	カ		ダ	イ	ニ	シ	ン
6	イ	ト		サ		ナ	シ
7	キ	キ	ミ	ミ	ズ	キ	ン

4月2日(月)	監査法人監査
4月11日(水)	四国地方支部長連絡会(高知)
4月12日(木)	全旅協中部九県会(三重)
4月19日(木)	監査法人監査
4月20日(金)	第3回貸切バスツアー適正取引推進委員会(高知)
4月24日(火)	第1回「苦情の報告2018」(編集委員会(高知))
4月26日(木)	日露経済・観光交流ミッション(ロシア)

5月30日(木)	北信越地方支部長連絡会
5月29日(火)	第18回常任理事会(東京)
5月28日(月)	株全旅第5回取締役会(東京)
5月25日(金)	監査法人監査
5月24日(木)	監査法人監査
5月22日(火)	第4回四半期監事監査
5月18日(金)	第39回総務財務委員会
5月16日(水)	平成30年度国内旅行業務取扱管理者研修(全国8都市)
5月15日(火)	苦情対応要綱作成部会
5月14日(月)	第53回苦情弁済委員会
5月12日(土)	監査法人監査
5月11日(金)	(公社)日本観光振興協会理事会(東京)
5月10日(木)	監査法人監査
5月8日(火)	第34回指導調査広報委員会
5月4日(金)	監査法人監査
5月3日(木)	監査法人監査
5月2日(水)	監査法人監査
4月28日(土)	監査法人監査
4月27日(火)	監査法人監査
4月26日(火)	監査法人監査
4月25日(火)	監査法人監査

渡航情報(スポット情報)

問い合わせ先

- ◆外務省領事局 領事サービスセンター(海外安全担当)
TEL: 03-5501-8162(直通) TEL: 03-3580-3311(代表)(内線 2902・2903)
平日 9:00~12:30/13:30~17:00 土日祝日は休み
- ◆インターネット/外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

全旅協の動き

4月1日~5月31日

全旅協〈旅行災害補償制度〉で

安心をシッカリとかたちにしています。



幹事会社／損害保険ジャパン日本興亜株式会社



副幹事会社／三井住友海上火災保険株式会社



AIG 損害保険株式会社



東京海上日動火災保険株式会社



「全旅協旅行災害補償制度」のお問い合わせは、下記までお願い致します。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

企業営業第五部第五課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL.03(3231)2201